

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2025年7月16日提出
【発行者名】	野村アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	C E O兼代表取締役社長 小池 広靖
【本店の所在の場所】	東京都江東区豊洲二丁目2番1号
【事務連絡者氏名】	松井 秀仁
【電話番号】	03-6387-5000
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	N E X T F U N D S 野村企業価値分配指数連動型上場投信
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】	15兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

NEXT FUNDS 野村企業価値分配指数連動型上場投信

（以下「ファンド」といいます。なお、ファンドの愛称を「NF・企業価値ETF」とします。）

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託・受益権（以下「受益権」といいます。）

なお、当初元本は1口当たり、12,851円とします。

■信用格付■

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付はありません。また、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託者である野村アセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

15兆円を上限とします。

（４）【発行（売出）価格】

取得申込受付日の基準価額[※]とします。

※「基準価額」とは、純資産総額をその時の受益権口数で除して得た額をいいます。なお、ファンドにおいては1口当りの価額で表示されます。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104（フリーダイヤル）

＜受付時間＞ 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <https://www.nomura-am.co.jp/>

（５）【申込手数料】

販売会社が独自に定める額[※]とします。

※詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（６）【申込単位】

1ユニット[※]以上1ユニット単位

※ 「ユニット」とは、対象株価指数に連動すると委託会社が想定する、1単位の現物株式のポートフォリオに相当する口数の受益権をいいます。

1ユニットの受益権の口数は、8,000口または4万口の整数倍とし、取得申込受付日に委託会社が定めます。

受益権の取得（追加設定）は、原則として、委託会社が事前に提示する現物株式のポートフォリオ（「指定株式ポートフォリオ」といいます。）による設定に限定します。

取得申込受付日の2営業日前までに、申込ユニット数に応じた指定株式ポートフォリオを販売会社に提示します。

（７）【申込期間】

2025年7月17日から2026年7月15日まで

＊なお、申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

（８）【申込取扱場所】

ファンドの申込取扱場所(以下「販売会社」といいます。)については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104（フリーダイヤル）

＜受付時間＞ 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <https://www.nomura-am.co.jp/>

（９）【払込期日】

投資者は、指定株式ポートフォリオを取得申込受付日から起算して2営業日目までに、販売会社に保護預けをするものとします^(※)。

なお、指定株式ポートフォリオの時価評価額が取得する受益権の評価額に満たない場合は、投資者は、その差額に相当する金額を取得申込受付日から起算して2営業日目までに販売会社に支払うものとします。

また、投資者は、申込手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を取得申込受付日から起算して2営業日目までに販売会社に支払うものとします。

＊販売会社が、別途詳細を定める場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

各取得申込受付日の発行価額の総額に相当する株式等は、各販売会社によって、追加信託が行なわれる日に、「受託者」（または「受託会社」といいます。）の指定するファンド口座に移管されます。（株式等に金銭が含まれる場合は、当該金銭については、各販売会社によって、追加信託が行なわれる日に、「委託者」（または「委託会社」といいます。）の指定する口座を経由して、受託者の指定するファンド口座に払い込まれます。）

(※) 投資者が、指定株式ポートフォリオに含まれる株式の発行会社またはその子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいい、当該発行会社またはその子会社を以下「発行会社等」といいます。）である場合には、原則として、投資者は、指定株式ポートフォリオにおける当該株式の時価総額に相当する金額および、当該株式を信託財産において取得するために必要な経費に相当する金額(当該時価総額の0.15%の額)を当該株式に代えて金銭にて、取得申込受付日から起算して2営業日目までに販売会社に支払うものとします。

（１０）【払込取扱場所】

投資者は、上記(9)に掲げる払込期日までに、指定株式ポートフォリオについては申込みの販売会社に保護預けをし、申込手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額などの上記(9)に掲げる金銭については申込みの販売会社にお支払いください。払込取扱場所についてご不明の場合は、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104（フリーダイヤル）

＜受付時間＞ 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <https://www.nomura-am.co.jp/>

（１１）【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権に係る振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

（１２）【その他】

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

野村企業価値分配指数（配当含む）[※]（「対象株価指数」といいます。）に連動する投資成果（基準価額の変動率が対象株価指数の変動率に一致することをいいます。）を目指します。

※野村企業価値分配指数は、収益性が高く、適切な設備・人材投資などの還元政策に積極的に取り組んでいる日本株銘柄を構成銘柄とする時価総額加重型（3%ウェイト上限付き）指数です。本指数の組入対象となる銘柄は、国内金融商品取引所に上場する全ての普通株式から、利益や配当、人件費、設備投資、研究開発費等を基にした定量的な評価指標により選定されます。

■信託金の限度額■

ファンドの信託の限度額は、5兆円相当です。ただし、受託者と合意のうえ、当該信託の限度額を変更することができます。

ファンドは契約型の追加型株式投資信託ですが、以下の点で通常の投資信託とは異なる商品設計となっております。

① 受益権を上場します。

株式の組入比率を高位に維持するために、現金による解約は行なえないこととしていることからこれに代わる換金手段として、金融商品取引所により流通市場を提供するものです。

※金融商品取引所での売買

いつでも下記の金融商品取引所で売買することができます。

東京証券取引所

売買単位は1口以上1口単位です。

手数料は申込みの取り扱いの第一種金融商品取引業者等が独自に定める金額とします。

取引方法は原則として株式と同様です。詳しくは取り扱いの第一種金融商品取引業者等へお問い合わせください。

② ファンドの設定は株式によって行ないます。

ファンドの設定は原則として株式^(※)によって行ないます。

受益権の取得（追加設定）については、原則として、委託者が事前に提示する現物株式のポートフォリオ（以下「指定株式ポートフォリオ」といいます。）による設定に限定します。

投資家は指定株式ポートフォリオをもって受益権を取得します。なお、指定株式ポートフォリオの時価評価額が、取得する受益権の評価額に満たない場合は、その差額に相当する金銭にて設定するものとします。

(※)ファンドの設定は、以下に示す要件をすべて満たす、委託者の指定する有価証券等(これを「信託適格有価証券等」といいます。)によって行なわれます。

- 1.原則として対象株価指数に採用されているまたは採用が決定された銘柄の株式であること
- 2.原則として有価証券の株数の比率が、運用の基本方針に沿ったものであること
- 3.投資信託及び投資法人に関する法律施行令ならびに同法律施行規則に定めるものであること

③ 追加設定は一定口数以上の申込みでないと行なうことはできません。

⑤ 収益分配金の支払いは、名義登録によって受益者を確定する方法で行なわれます。

なお、ファンドに該当する商品分類及び属性区分は下記の表中に網掛け表示しております。

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	対象インデックス
--------	------	--------	----------

株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル	
	年2回		
	年4回	日本	日経225
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月)	北米	
	年12回 (毎月)	欧州	T O P I X
不動産投信	日々	アジア	
		オセアニア	
その他資産 ()	その他 ()	中南米	その他 野村企業価値分配指数 (配当含む)
資産複合 ()		アフリカ	
資産配分固定型 資産配分変更型		中近東 (中東)	
		エマージング	

上記、商品分類及び属性区分の定義については、下記をご覧ください。

なお、下記一般社団法人投資信託協会のホームページでもご覧頂けます。

《一般社団法人投資信託協会インターネットホームページアドレス》 <https://www.toushin.or.jp/>

◆一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類及び属性区分は以下の通りです。（2023年1月19日現在）

<商品分類表定義>

[単位型投信・追加型投信の区分]

- (1)単位型投信…当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
- (2)追加型投信…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

[投資対象地域による区分]

- (1)国内…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2)海外…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)内外…目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

[投資対象資産による区分]

- (1)株式…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2)債券…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)不動産投信(リート)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4)その他資産…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- (5)資産複合…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

[独立した区分]

- (1)MMF(マネー・マネージメント・ファンド)…MRF及びMMFの運営に関する規則（以下「MRF等規則」という。）に定め

るMMFをいう。

(2)MRF(マネー・リザーブ・ファンド)…MRF等規則に定めるMRFをいう。

(3)ETF…投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

[補足分類]

(1)インデックス型…目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。

(2)特殊型…目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

<属性区分表定義>

[投資対象資産による属性区分]

株式

(1)一般…次の大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのものをいう。

(2)大型株…目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。

(3)中小型株…目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

債券

(1)一般…次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらないすべてのものをいう。

(2)公債…目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。

(3)社債…目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。

(4)その他債券…目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。

(5)格付等クレジットによる属性…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記(1)から(4)に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

不動産投信…これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

その他資産…組入れている資産を記載するものとする。

資産複合…以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

(1)資産配分固定型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

(2)資産配分変更型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるもの若しくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

[決算頻度による属性区分]

(1)年1回…目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。

(2)年2回…目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。

(3)年4回…目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。

(4)年6回(隔月)…目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。

(5)年12回(毎月)…目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。

(6)日々…目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。

(7)その他…上記属性にあてはまらないすべてのものをいう。

[投資対象地域による属性区分(重複使用可能)]

(1)グローバル…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。

(2)日本…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(3)北米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(4)欧州…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(5)アジア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(6)オセアニア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする

旨の記載があるものをいう。

- (7)中南米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (8)アフリカ…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (9)中近東(中東)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (10)エマージング…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

〔投資形態による属性区分〕

- (1)ファミリーファンド…目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。
- (2)ファンド・オブ・ファンズ…「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

〔為替ヘッジによる属性区分〕

- (1)為替ヘッジあり…目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
- (2)為替ヘッジなし…目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

〔インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分〕

- (1)日経225
- (2)TOPIX
- (3)その他の指数…上記指数にあてはまらないすべてのものをいう。

〔特殊型〕

- (1)ブル・ベア型…目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2)条件付運用型…目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資又はその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。
- (3)ロング・ショート型／絶対収益追求型…目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。
- (4)その他型…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(3)に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

(2) 【ファンドの沿革】

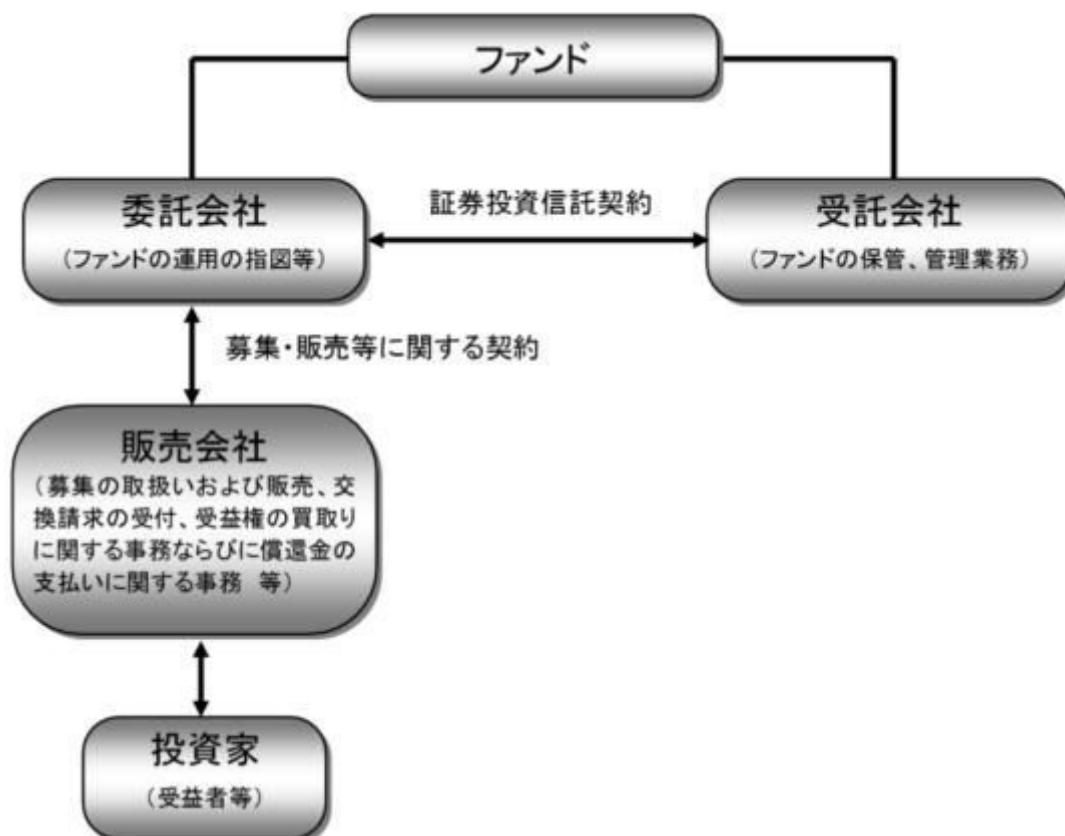
2016年5月18日

信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始

2016年5月19日

受益権を東京証券取引所に上場

(3) 【ファンドの仕組み】



ファンド	NEXT FUNDS 野村企業価値分配指数連動型上場投信
委託会社(委託者)	野村アセットマネジメント株式会社
受託会社(受託者)	野村信託銀行株式会社

■委託会社の概況(2025年5月末現在)■

・名称

野村アセットマネジメント株式会社

・資本金の額

17,180百万円

・会社の沿革

1959年12月1日

野村証券投資信託委託株式会社として設立

1997年10月1日

投資顧問会社である野村投資顧問株式会社と合併して野村アセット・マネジメント投信株式会社に商号を変更

2000年11月1日

野村アセットマネジメント株式会社に商号を変更

・大株主の状況

名称	住所	所有株式数	比率
野村ホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋1-13-1	5,150,693株	100%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

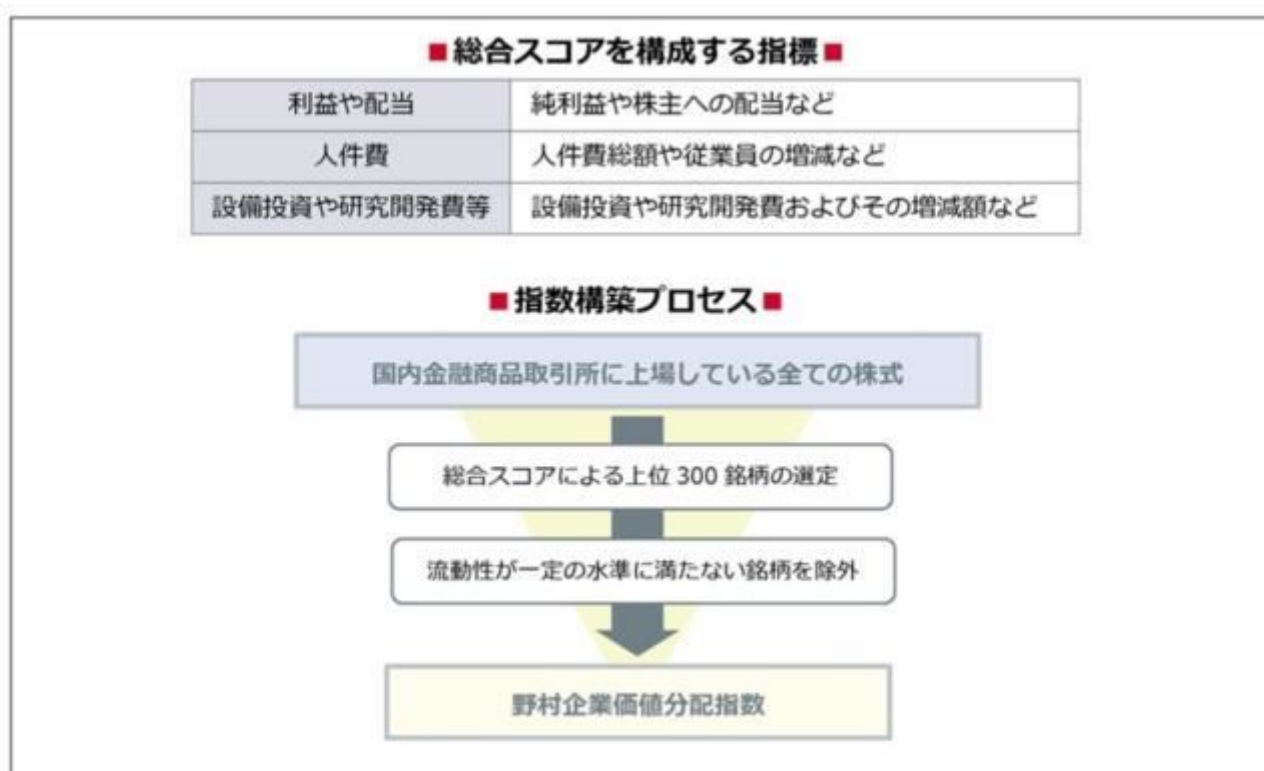
①ファンドは、野村企業価値分配指数（配当含む）に採用されている銘柄の株式および採用が決定された銘柄

柄の株式のみに投資を行ない、信託財産中に占める個別銘柄の株数の比率を、対象株価指数の算出ルールに基づき計算された対象株価指数における個別銘柄の構成比率から算出される株数の比率に相当する比率に維持することを目的とした運用を行ない、対象株価指数に連動する投資成果を目指します。

◆野村企業価値分配指数は、国内金融商品取引所に上場する全ての普通株式のうち、企業の収益性やステークホルダーへの還元度に関する指標に基づく定量評価の総合スコアが上位の銘柄で構成されます。

◆総合スコア上位300銘柄のうち、一定の流動性がある銘柄を指数構成銘柄とします。

※ただし、指数構成銘柄数が100銘柄に満たない場合は、一定の流動性がある銘柄の中から銘柄数調整処理を行ない、総合スコア上位400位以内の銘柄から総合スコア順に指数構成銘柄数が100銘柄になるまでの調整を行ないます。



（出所）野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社作成の野村企業価値分配指数の指数構成ルールブックを基に野村アセットマネジメント作成

※上記は2025年7月16日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

②次の場合には、上記①に沿うよう、信託財産の構成を調整するための指図を行なうことがあります。

ア.対象株価指数の計算方法が変更された場合もしくは当該変更が公表された場合

イ.対象株価指数における、その採用銘柄の変更または資本異動等対象株価指数における個別銘柄の構成比率の修正が行なわれた場合もしくは当該修正が公表された場合

ウ.追加信託または交換が行なわれた場合

エ.その他連動性を維持するために必要な場合

③投資することを指図する株式は、金融商品取引所に上場している（上場予定を含みます。）または店頭売買有価証券登録原簿に登録（登録予定を含みます。）されている銘柄のうち、対象株価指数に採用されて

いる銘柄の株式および採用が決定された銘柄の株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当により取得する株式については、この限りではありません。なお、対象株価指数から除外された銘柄は、市場動向等を勘案し速やかに売却することを基本としますが、当該銘柄の流動性等によっては、速やかに売却できない場合があります。

④上記①にかかわらず、対象株価指数に連動する投資成果を目指すため、補完的に対象株価指数またはその他のわが国の株価指数を対象とした先物取引の買建を行なう場合があります。

資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

■野村企業価値分配指数（配当含む）の著作権等について■

野村企業価値分配指数の知的財産権およびその他一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社（以下、NFRC）に帰属します。

なお、NFRCは、当インデックスの正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、インデックスの利用者およびその関連会社が当インデックスを用いて行う事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。

インデックスの算出において、電子計算機の障害もしくは天災地変その他やむを得ない事由が発生した場合は、インデックスの公表を延期または中止することがあります。

インデックス・データを取得した経路（当社ウェブサイト、情報ベンダー各社のサービスを通じた取得、等）に関わらず、これらのインデックスをご利用の際は、「インデックス・ライセンスについて」をご確認ください。

「インデックス・ライセンスについて」

<https://www.nfrc.co.jp/SMI/jp/indexlicense.html>

（２）【投資対象】

わが国の金融商品取引所に上場されている株式のうち、対象株価指数に採用されている銘柄の株式および対象株価指数に採用が決定された銘柄の株式を投資対象とします。

①投資の対象とする資産の種類(信託約款)

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1.次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ.有価証券

ロ.デリバティブ取引(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、下記「②運用の指図範囲（ii）」第5号に定めるものに限ります。)に係る権利

ハ.約束手形(イに掲げるものに該当するものを除きます。)

ニ.金銭債権(イ及びハに掲げるものに該当するものを除きます。)

2.次に掲げる特定資産以外の資産

イ.為替手形

②運用の指図範囲(信託約款)

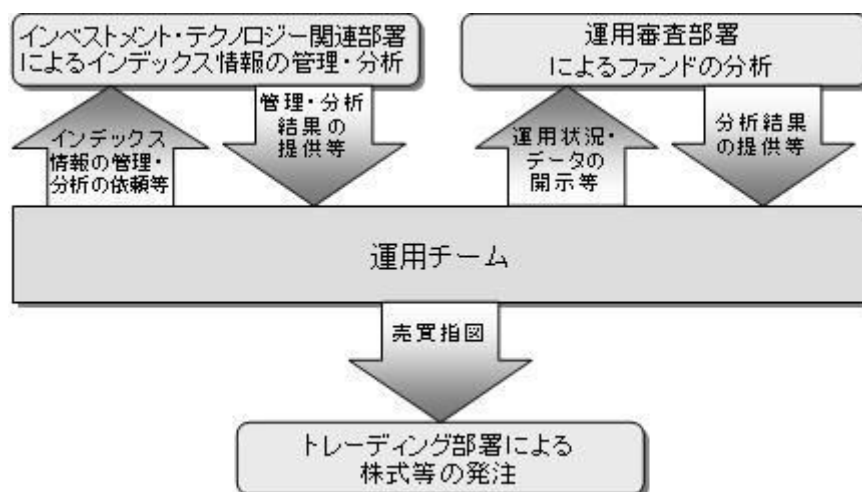
(i) 委託者は、信託財産を、株式に対する投資として運用することを指図します。

- (ii) 委託者は、信託財産に属する金銭を上記「(1)投資方針」にしたがって株式に投資するまでの間、対象株価指数に連動する投資成果（基準価額の変動率が対象株価指数の変動率に一致することをいいます。）を目指すため、またはこの信託契約を解約し、信託を終了させることとなった場合、次の各号により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（信託法に規定する受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定めるものをいいます。）に表示されるべきものを除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 対象株価指数またはその他のわが国の株価指数を対象とした株価指数先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるもののうち、株価指数に係るものをいいます。以下同じ。）

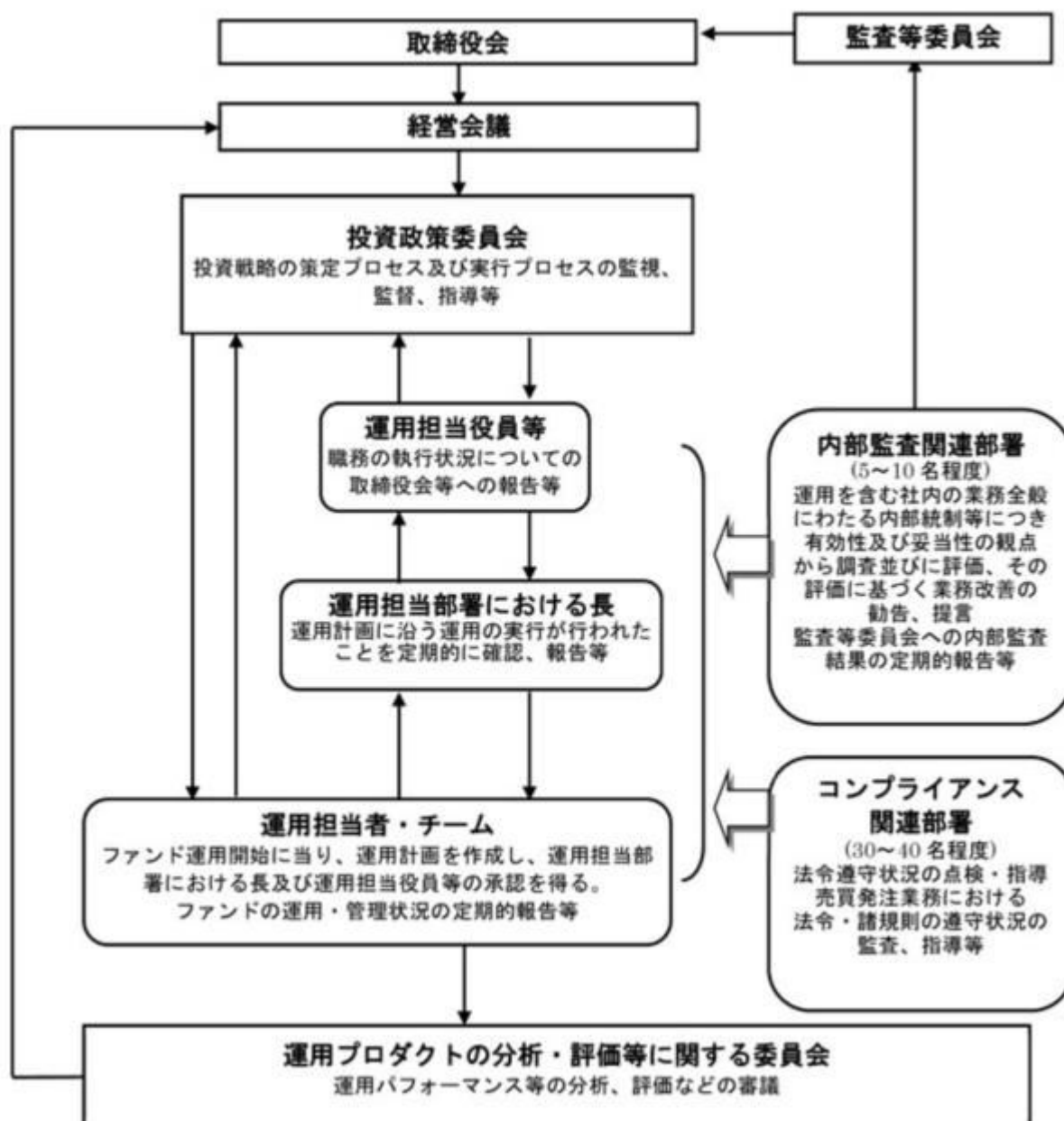
(3) 【運用体制】

ファンドの運用体制は以下の通りです。



当社では、ファンドの運用に関する社内規程として、運用担当者に関する規程並びにスワップ取引、信用リスク管理、資金の借入、外国為替の予約取引等、信用取引等に関して各々、取扱い基準を設けております。

ファンドを含む委託会社における投資信託の内部管理及び意思決定を監督する組織等は以下の通りです。



《委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制等》

当社では、「受託会社」または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を、受託会社より受け取っております。

運用の外部委託を行う場合、「運用の外部委託先」に対しては、外部委託先が行った日々の約定について、投資ガイドラインに沿ったものであるかを確認しています。また、コンプライアンスレポートの提出を義務付け、定期的に管理状況に関する報告を受けています。さらに、外部委託先の管理体制、コンプライアンス体制等について調査ならびに評価を行い、定期的に商品に関する委員会に報告しています。

ファンドの運用体制等は今後変更となる場合があります。

（４）【分配方針】

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

- ① 信託財産から生ずる配当等収益から経費を控除後、全額分配することを原則とします。ただし、分配

金がゼロとなる場合もあります。

- ② 売買益が生じて、分配は行ないません。
- ③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

＊将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

（５）【投資制限】

①運用の基本方針 2.運用方法 (3)投資制限(信託約款)

- ・株式への投資割合には制限を設けません。
- ・外貨建資産への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- ・デリバティブの利用は、運用の基本方針にしたがって株式に投資するまでの間、または対象株価指数に連動する投資成果を目指す目的に限るものとし、対象株価指数またはその他のわが国の株価指数を対象とした先物取引の買建に限り、補完的に行なうことができます。なお、当該取引は、投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的に限ります。
- ・一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。
- ・一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

②有価証券の貸付の指図および範囲(信託約款)

- (i) 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式を下記(ii)に定める範囲内で貸付の指図をすることができます。
- (ii) 上記(i)の株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないこととします。
- (iii) 上記(ii)に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- (iv) 委託者は、株式の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

③特別の場合の外貨建有価証券への投資制限(信託約款)

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

④外国為替予約取引の指図(信託約款)

- (i) 委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- (ii) 委託者は、外国為替の売買の予約取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

⑤同一の法人の発行する株式への投資制限(投資信託及び投資法人に関する法律第9条)

同一の法人の発行する株式について、次の(i)の数が(ii)の数を超えることとなる場合には、当該株

式を信託財産で取得することを受託会社に指図しないものとします。

- (i) 委託者が運用の指図を行なうすべてのファンドで保有する当該株式に係る議決権の総数
- (ii) 当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数

3【投資リスク】

＜基準価額の変動要因＞

ファンドの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。

したがって、ファンドにおいて、投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

【株価変動リスク】

ファンドは株式に投資を行ないますので、株価変動の影響を受けます。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

＜対象株価指数と基準価額の主な乖離要因＞

ファンドは、基準価額が対象株価指数の動きと連動する投資成果を目指しますが、主として次のような要因があるため、同指数と一致した推移をすることを運用上お約束できるものではありません。

- ① 個別銘柄の組入比率を同指数構成銘柄の構成比率と全くの同一の比率とすることができないこと
- ② 同指数の構成銘柄異動や個別銘柄の資本異動、その他一部の交換の場合等によってポートフォリオの調整が行なわれる場合、個別銘柄の売買などにあたりマーケット・インパクトを受ける可能性があること、また、売買手数料などの取引費用を負担すること
- ③ 追加設定の一部が金銭にて行なわれた場合、および組入銘柄の配当金や権利処理等によって信託財産に現金が発生すること
- ④ 対象銘柄の売買価格と評価価格に価格差が生じる場合があること
- ⑤ 先物取引を利用した場合、先物価格と同指数との間に価格差があること
- ⑥ 信託報酬等のコスト負担があること

※対象株価指数と基準価額の乖離要因は上記に限定されるものではありません。

＜その他の留意点＞

- ◆ ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- ◆ ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要性が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止等となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性等があります。
- ◆ 資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。
- ◆ ファンドが組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが滞る可能性があります。
- ◆ 有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が不履行にな

る可能性があります。

- ◆ファンドの基準価額と対象株価指数は、費用等の要因により、完全に一致するものではありません。また、ファンドの投資成果が対象株価指数との連動または上回ることを保証するものではありません。
- ◆ファンドの市場価格は、取引所における競争売買を通じ、需給を反映して決まります。したがって、市場価格は基準価額とは必ずしも一致するものではありません。
- ◆ファンドは、受益権の口数が20営業日連続して10万口を下回った場合、上場廃止のうえ信託終了となりますのでご注意ください。

《委託会社におけるリスクマネジメント体制》

リスク管理関連の委員会

◆パフォーマンスの考査

投資信託の信託財産についてパフォーマンスに基づいた定期的な考査（分析、評価）の結果の報告、審議を行ないます。

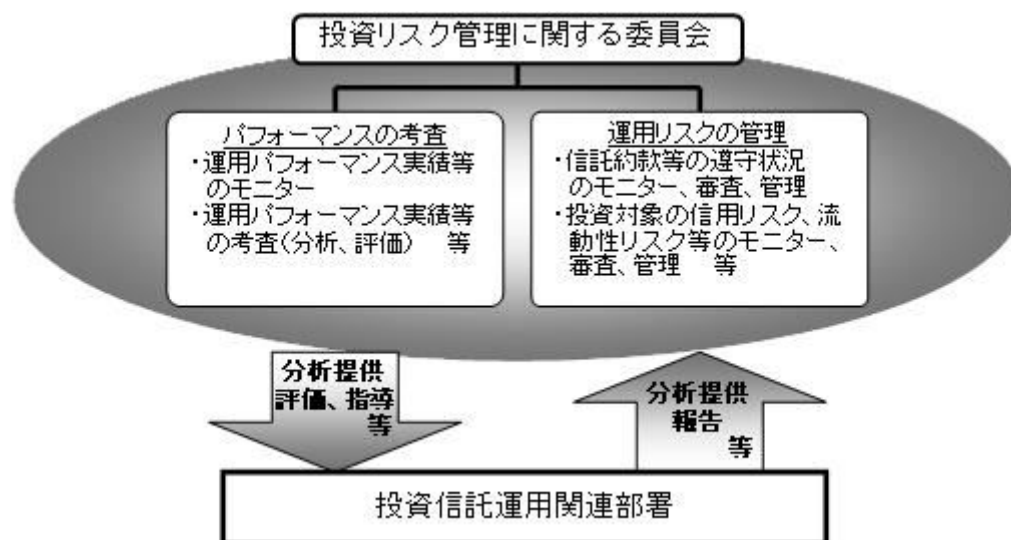
◆運用リスクの管理

投資信託の信託財産の運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行なうことにより、適切な管理を行ないます。

※流動性リスク管理について

流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行ないます。リスク管理関連の委員会が、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督します。

リスク管理体制図



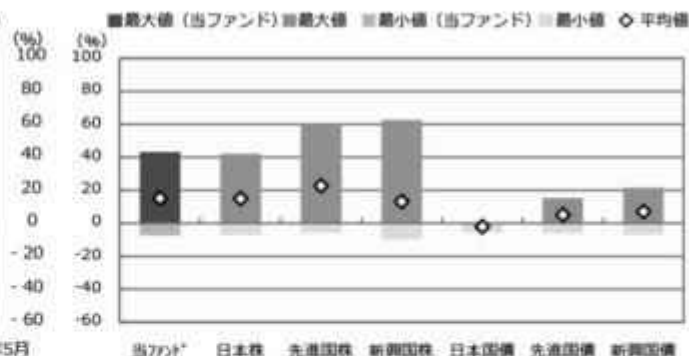
※投資リスクに関する管理体制等は今後変更となる場合があります。

■ リスクの定量的比較（2020年6月末～2025年5月末：月次）

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値 (%)	43.1	42.1	59.8	62.7	0.6	15.3	21.5
最小値 (%)	△ 7.4	△ 7.1	△ 5.8	△ 9.7	△ 5.5	△ 6.1	△ 7.0
平均値 (%)	15.0	15.0	22.7	13.1	△ 2.1	5.0	7.0

- * 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2020年6月末を10,000として指数化しております。
- * 年間騰落率は、2020年6月から2025年5月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

- * 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- * 2020年6月から2025年5月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- * 決算日に対応した数値とは異なります。
- * 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

<代表的な資産クラスの指数>

- 日本株：東証株価指数（TOPIX）（配当込み）
- 先進国株：MSCI-KOKUSAI指数（配当込み、円ベース）
- 新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）
- 日本国債：NOMURA-BPI国債
- 先進国債：FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）
- 新興国債：JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）

■ 代表的な資産クラスの指数の著作権等について ■

- 東証株価指数（TOPIX）（配当込み）・・・配当込みTOPIX（「東証株価指数（TOPIX）（配当込み）」といいます。）の指数値及び東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に係る標準又は商標は、株式会社 J P X 総研又は株式会社 J P X 総研の関連会社（以下「J P X」といいます。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に関するすべての権利・ノウハウ及び東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に係る標準又は商標に関するすべての権利は J P X が有します。J P X は、東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の指数値の算出又は公表の調整、遅延又は中断に対し、責任を負いません。本商品は、J P X により提供、保証又は販売されるものではなく、本商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対しても J P X は責任を負いません。
- MSCI-KOKUSAI指数（配当込み、円ベース）、MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）・・・MSCI-KOKUSAI指数（配当込み、円ベース）、MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）は、MSCIが開発した指数です。同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCIに帰属します。またMSCIは、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- NOMURA-BPI国債・・・NOMURA-BPI国債の知的財産権は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、NOMURA-BPI国債の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、NOMURA-BPI国債を用いて行われる野村アセットマネジメント株式会社の事業活動、サービスに関し一切責任を負いません。
- FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）・・・FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
- JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）・・・「JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）」（ここでは「指数」とおよびます）についてここに提供された情報は、指数のレベルも含め、但しそれに限定することなく、情報としてのみ使用されるものであり、金融商品の売買を勧誘、何らかの売買の公式なコンファメーション、或いは指数に関連する何らかの商品の価値や価値を決めるものでもありません。また、投資戦略や税金における会計アドバイスは法的に推奨するものでもありません。ここに含まれる市場価格、データ、その他の情報は確かなものと考えられますが、JP Morgan Chase & Co. 及びその子会社（以下、JPM）がその完全性や正確性を保証するものではありません。含まれる情報は通知なしに変更されることがあります。過去のパフォーマンスは将来のリターンを示唆するものではありません。本資料に含まれる発行体の金融商品について、JPMやその従業員がロング・ショート両方を兼ねてポジションを持ったり、売買を行ったり、またはマーケットメイクを行ったりすることがあり、また、発行体の引受人、プレースメント・エージェンシー、アドバイザー、または貸主になっている可能性もあります。
- 米国の J.P. Morgan Securities LLC（ここでは「JPMS LLC」と呼びます）（「指数スポンサー」）は、指数に関する証券、金融商品または取引（ここでは「プロダクト」と呼びます）についての提供、保証または販売促進を行いません。証券或いは金融商品全般、或いは特にプロダクトへの投資の推奨について、また金融市場における投資機会を指数に関連させる或いはそれを目指すの推奨の可否について、指数スポンサーは一切の表明または保証、或いは伝達または示唆を行なうものではありません。指数スポンサーはプロダクトについての管理、マーケティング、トレーディングに関する義務または法的責任を負いません。指数は信用できると考えられる情報によって算出されていますが、その完全性や正確性、また指数に付随する情報について保証するものではありません。指数は指数スポンサーが保有する財産であり、その財産権はすべて指数スポンサーに帰属します。JPMS LLCはNASDAQ、NYSE、SIPCの会員です。JPMorganはJP Morgan Chase Bank, NA、JPSC、J.P. Morgan Securities PLC.、またはその関係会社が投資銀行業務を行う際に使用する名称です。

（出所：株式会社野村総合研究所、FTSE Fixed Income LLC 他）

4 【手数料等及び税金】

（1）【申込手数料】

販売会社が独自に定める額[※]とします。

※詳しくは販売会社にお問い合わせ下さい。なお、販売会社については、「サポートダイヤル」までお問い合わせ下さい。

取得時手数料は、ファンドの取得に関する事務手続き等の対価として、取得時に頂戴するものです。

（２）【換金（解約）手数料】

販売会社は、受益者が交換を行なうときは、当該受益者から、販売会社が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができます。

また、受益権の買取りを行なうときは、販売会社が独自に定める手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴することができます。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。なお、販売会社については、「サポートダイヤル」までお問い合わせ下さい。

交換時手数料は、ファンドの交換に関する事務手続き等の対価として、交換時に頂戴するものです。

（３）【信託報酬等】

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、次の第1号により計算した額に、第2号により計算した額を加算して得た額とします。

1. 信託財産の純資産総額に年0.253%(税抜年0.23%)以内で委託会社が定める率（2025年7月16日現在、年0.253%(税抜年0.23%)）（「信託報酬率」といいます。）を乗じて得た額とし、その配分については次の通り（税抜）とします。

＜委託会社＞	＜受託会社＞
年0.18%	年0.05%

＊上記配分は、2025年7月16日現在の信託報酬率における配分です。

2. 株式の貸付を行なった場合は、その品貸料の44%(税抜40%)以内の額とし、その配分については、委託会社は80%、受託会社は20%とします。

ファンドの信託報酬は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。

《支払先の役務の内容》

＜委託会社＞	＜受託会社＞
ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等	ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等

（４）【その他の手数料等】

- ① ファンドに関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息等は、受益者の負担とし、信託財産中から支払われます。なお、ファンドの上場に係る費用および対象株価指数についての商標（これに類する商標を含みます。）の使用料（以下、「商標使用料」といいます。）ならびに当該上場に係る費用および当該商標使用料に係る消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支払うことができます。なお、信託財産中から支払わない金額については、委託者

が負担します。

◆対象株価指数に係る商標使用料（2025年7月16日現在）

ファンドの純資産総額に対し、年0.066%（税抜年0.06%）を乗じて得た額とします。

◆ファンドの上場に係る費用（2025年7月16日現在）

- ・追加上場料：追加上場時の増加額（毎年末の純資産総額について、新規上場時および新規上場した年から前年までの各年末の純資産総額のうち最大のもののからの増加額）に対して、0.00825%（税抜0.0075%）。
- ・年間上場料：毎年末の純資産総額に対して、最大0.00825%（税抜0.0075%）。

②ファンドに関する組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額、先物取引等に要する費用、外貨建資産の保管等に要する費用は信託財産中から支払われます。

③監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、信託報酬支払いのときに信託財産から支払われます。

※これらの費用等の中には、運用状況等により変動するものがあり、事前に料率、上限額等を表示することができないものがあります。

（５）【課税上の取扱い】

①個人の受益者に対する課税

●受益権の売却時

売却時の差益（譲渡益）については、申告分離課税により20.315%（国税（所得税及び復興特別所得税）15.315%および地方税5%）の税率が適用され、源泉徴収口座を選択した場合は20.315%の税率により源泉徴収が行なわれます。

●収益分配金の受取り時

分配金については、20.315%（国税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行なわれます。なお、確定申告により、申告分離課税もしくは総合課税のいずれかを選択することもできます。

●受益権と現物株式との交換時

受益権と現物株式との交換についても受益権の譲渡として、上記「受益権の売却時」と同様の取扱いとなります。

●償還時

償還時の差益（譲渡益）[※]については、申告分離課税により20.315%（国税15.315%および地方税5%）の税率が適用され、源泉徴収口座を選択した場合は20.315%の税率により源泉徴収が行なわれます。

※償還時の価額から取得費（買付・申込手数料（税込）を含む）及び譲渡費用を控除した利益が譲渡益として課税対象となります。

《損益通算について》

以下の所得間で損益通算が可能です。上場株式等の配当所得については申告分離課税を選択したものに限りです。

《利子所得》	《上場株式等に係る譲渡所得等》 ^{（注2）}	《配当所得》
・特定公社債 ^{（注1）} の利子 ・公募公社債投資信託の収益分配金	特定公社債、公募公社債投資信託、上場株式、公募株式投資信託の ・譲渡益 ・譲渡損	・上場株式の配当 ・公募株式投資信託の収益分配金

（注1）「特定公社債」とは、国債、地方債、外国国債、公募公社債、上場公社債、2015年12月31日以前に発行された公社債（同族会社が発行した社債を除きます。）などの一定の公社債をいいます。

（注2）株式等に係る譲渡所得等について、上場株式等に係る譲渡所得等とそれ以外の株式等に係る譲渡所得等に区

分し、別々の分離課税制度とすることとされ、原則として、これら相互の通算等ができないこととされました。

＊少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、上場株式、公募株式投資信託等に係る非課税制度です。NISAをご利用の場合、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入したETFなどから生じる配当所得及び譲渡所得が無期限で非課税となります。他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。

なお、分配金の受取方法によっては非課税とならない場合があります。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

②法人の受益者に対する課税

●受益権の売却時

通常の株式の売却時と同様に、受益権の取得価額と売却価額との差額について、他の法人所得と合算して課税されます。

●収益分配金の受取り時

収益分配金の益金不算入の対象となります。

益金不算入の限度は株式の配当金と同様の取扱いとなります。

●受益権と現物株式との交換時

受益権と現物株式との交換についても受益権の譲渡として、上記「受益権の売却時」と同様の取扱いとなります。

●償還時

法人の投資家については、償還時における税法上の元本超過額が源泉徴収の対象（配当所得）となります。

なお、税金の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

※外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※上記は2025年5月末現在の情報に基づくものですので、税法が改正された場合等には、内容が変更される場合があります。

5【運用状況】

以下は2025年5月30日現在の運用状況であります。

また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（１）【投資状況】

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	日本	11,545,368,660	98.36
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	191,436,485	1.63
合計（純資産総額）		11,736,805,145	100.00

その他の資産の投資状況

※その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。

評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

資産の種類	建別	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株価指数先物取引	買建	日本	184,635,000	1.57

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

順位	国／地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	株式	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	97,200	3,230.50	314,005,399	3,700.00	359,640,000	3.06
2	日本	株式	任天堂	その他製品	29,200	10,370.00	302,804,000	11,835.00	345,582,000	2.94
3	日本	株式	リクルートホールディングス	サービス業	39,000	7,416.00	289,224,000	8,689.00	338,871,000	2.88
4	日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	119,900	2,544.40	305,074,295	2,769.00	332,003,100	2.82
5	日本	株式	キーエンス	電気機器	5,100	58,150.00	296,565,000	60,740.00	309,774,000	2.63
6	日本	株式	東京海上ホールディングス	保険業	47,900	5,291.78	253,476,262	6,112.00	292,764,800	2.49
7	日本	株式	三菱重工業	機械	80,700	2,635.92	212,719,548	3,352.00	270,506,400	2.30
8	日本	株式	東京エレクトロン	電気機器	11,400	19,515.00	222,471,000	23,000.00	262,200,000	2.23
9	日本	株式	伊藤忠商事	卸売業	32,100	6,763.34	217,103,337	7,740.00	248,454,000	2.11
10	日本	株式	日本電信電話	情報・通信業	1,465,100	150.29	220,190,448	160.40	235,002,040	2.00
11	日本	株式	三井物産	卸売業	75,900	2,658.05	201,746,750	3,029.00	229,901,100	1.95
12	日本	株式	信越化学工業	化学	46,400	3,802.90	176,454,676	4,641.00	215,342,400	1.83
13	日本	株式	KDDI	情報・通信業	81,100	2,554.97	207,208,067	2,499.00	202,668,900	1.72
14	日本	株式	第一三共	医薬品	46,300	3,214.94	148,851,722	3,842.00	177,884,600	1.51
15	日本	株式	ソフトバンク	情報・通信業	755,900	218.58	165,230,633	221.40	167,356,260	1.42
16	日本	株式	HOYA	精密機器	9,500	15,600.00	148,200,000	17,115.00	162,592,500	1.38
17	日本	株式	富士通	電気機器	45,600	2,925.07	133,383,192	3,318.00	151,300,800	1.28
18	日本	株式	アドバンテスト	電気機器	20,200	5,485.00	110,797,000	7,367.00	148,813,400	1.26
19	日本	株式	三菱電機	電気機器	49,400	2,581.50	127,526,100	2,904.00	143,457,600	1.22
20	日本	株式	日本たばこ産業	食料品	28,700	4,250.00	121,975,000	4,438.00	127,370,600	1.08
21	日本	株式	日本電気	電気機器	33,400	3,236.55	108,101,019	3,785.00	126,419,000	1.07
22	日本	株式	武田薬品工業	医薬品	28,700	4,288.00	123,065,600	4,314.00	123,811,800	1.05
23	日本	株式	セブン&アイ・ホールディングス	小売業	55,600	2,043.00	113,590,800	2,176.00	120,985,600	1.03
24	日本	株式	中外製薬	医薬品	15,900	8,323.17	132,338,438	7,583.00	120,569,700	1.02
25	日本	株式	丸紅	卸売業	39,600	2,281.00	90,327,600	2,945.00	116,622,000	0.99
26	日本	株式	キャノン	電気機器	25,100	4,280.00	107,428,000	4,432.00	111,243,200	0.94
27	日本	株式	ダイキン工業	機械	6,400	16,265.00	104,096,000	16,585.00	106,144,000	0.90
28	日本	株式	住友商事	卸売業	28,600	3,255.00	93,093,000	3,702.00	105,877,200	0.90
29	日本	株式	小松製作所	機械	23,500	4,044.40	95,043,400	4,422.00	103,917,000	0.88
30	日本	株式	ファナック	電気機器	26,100	3,445.00	89,914,500	3,868.00	100,954,800	0.86

種類別及び業種別投資比率

種類	国内／国外	業種	投資比率(%)
株式	国内	水産・農林業	0.02

	鉱業	0.46
	建設業	1.88
	食料品	3.70
	パルプ・紙	0.03
	化学	5.96
	医薬品	5.93
	石油・石炭製品	0.46
	ゴム製品	0.98
	ガラス・土石製品	0.60
	鉄鋼	0.74
	非鉄金属	0.99
	金属製品	0.36
	機械	7.84
	電気機器	17.66
	輸送用機器	6.23
	精密機器	3.30
	その他製品	4.42
	陸運業	1.29
	海運業	0.95
	空運業	0.28
	倉庫・運輸関連業	0.07
	情報・通信業	9.04
	卸売業	6.75
	小売業	5.03
	銀行業	3.09
	証券、商品先物取引業	0.27
	保険業	2.49
	その他金融業	1.11
	不動産業	1.07
	サービス業	5.22
合 計		98.36

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

その他の資産として、下記の通り先物取引を利用しています。
評価にあたっては知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。

種類	取引所	名称	買建／ 売建	枚数	通貨	帳簿価額 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
株価指数先物 取引	大阪取引所	ミニTOPIX先物(2025年06月限)	買建	66	日本円	173,019,419	184,635,000	1.57

(3)【運用実績】

①【純資産の推移】

2025年5月末日及び同日前1年以内における各月末並びに下記決算期末の純資産及び金融商品取引所の取引価格の推移は次の通りです。

		純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額(円)		東京証券取引所 取引価格（円）
		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）	
第1計算期間	(2016年10月20日)	9,376	9,449	13,060.0000	13,162.0000	13,040
第2計算期間	(2017年 4月20日)	7,257	7,332	13,878.0000	14,020.0000	—
第3計算期間	(2017年10月20日)	8,532	8,601	16,315.0000	16,448.0000	—
第4計算期間	(2018年 4月20日)	8,592	8,671	16,430.0000	16,581.0000	—
第5計算期間	(2018年10月20日)	7,655	7,729	15,832.0000	15,984.0000	15,720
第6計算期間	(2019年 4月20日)	7,492	7,575	15,494.0000	15,666.0000	15,430
第7計算期間	(2019年10月20日)	7,581	7,653	15,679.0000	15,828.0000	—
第8計算期間	(2020年 4月20日)	6,289	6,360	14,145.0000	14,306.0000	14,200
第9計算期間	(2020年10月20日)	7,890	7,944	16,256.0000	16,366.0000	—
第10計算期間	(2021年 4月20日)	8,569	8,637	19,173.0000	19,325.0000	—
第11計算期間	(2021年10月20日)	9,906	9,980	20,333.0000	20,485.0000	—
第12計算期間	(2022年 4月20日)	7,124	7,203	19,285.0000	19,499.0000	19,235
第13計算期間	(2022年10月20日)	7,008	7,087	18,973.0000	19,187.0000	—
第14計算期間	(2023年 4月20日)	8,671	8,770	20,403.0000	20,634.0000	—
第15計算期間	(2023年10月20日)	9,494	9,587	22,276.0000	22,495.0000	—
第16計算期間	(2024年 4月20日)	11,227	11,336	26,343.0000	26,598.0000	26,385
第17計算期間	(2024年10月20日)	11,520	11,629	27,029.0000	27,285.0000	—
第18計算期間	(2025年 4月20日)	10,703	10,826	25,114.0000	25,401.0000	—
	2024年 5月末日	11,854	—	27,813.0000	—	—
	6月末日	12,011	—	28,182.0000	—	28,260
	7月末日	11,939	—	28,011.0000	—	27,490
	8月末日	11,708	—	27,471.0000	—	—
	9月末日	11,472	—	26,916.0000	—	—
	10月末日	11,580	—	27,171.0000	—	—
	11月末日	11,423	—	26,802.0000	—	—
	12月末日	11,850	—	27,803.0000	—	27,995
	2025年 1月末日	11,803	—	27,692.0000	—	27,660
	2月末日	11,224	—	26,336.0000	—	26,200
	3月末日	11,149	—	26,160.0000	—	—
	4月末日	11,164	—	26,195.0000	—	26,155
	5月末日	11,736	—	27,537.0000	—	—

※決算日が休日の場合は、前営業日の取引価格を記載しております。

②【分配の推移】

	計算期間	1口当たりの分配金
第1計算期間	2016年 5月18日～2016年10月20日	102.0000円
第2計算期間	2016年10月21日～2017年 4月20日	142.0000円

第3計算期間	2017年 4月21日～2017年10月20日	133.0000円
第4計算期間	2017年10月21日～2018年 4月20日	151.0000円
第5計算期間	2018年 4月21日～2018年10月20日	152.0000円
第6計算期間	2018年10月21日～2019年 4月20日	172.0000円
第7計算期間	2019年 4月21日～2019年10月20日	149.0000円
第8計算期間	2019年10月21日～2020年 4月20日	161.0000円
第9計算期間	2020年 4月21日～2020年10月20日	110.0000円
第10計算期間	2020年10月21日～2021年 4月20日	152.0000円
第11計算期間	2021年 4月21日～2021年10月20日	152.0000円
第12計算期間	2021年10月21日～2022年 4月20日	214.0000円
第13計算期間	2022年 4月21日～2022年10月20日	214.0000円
第14計算期間	2022年10月21日～2023年 4月20日	231.0000円
第15計算期間	2023年 4月21日～2023年10月20日	219.0000円
第16計算期間	2023年10月21日～2024年 4月20日	255.0000円
第17計算期間	2024年 4月21日～2024年10月20日	256.0000円
第18計算期間	2024年10月21日～2025年 4月20日	287.0000円

③【収益率の推移】

	計算期間	収益率
第1計算期間	2016年 5月18日～2016年10月20日	2.4%
第2計算期間	2016年10月21日～2017年 4月20日	7.4%
第3計算期間	2017年 4月21日～2017年10月20日	18.5%
第4計算期間	2017年10月21日～2018年 4月20日	1.6%
第5計算期間	2018年 4月21日～2018年10月20日	△2.7%
第6計算期間	2018年10月21日～2019年 4月20日	△1.0%
第7計算期間	2019年 4月21日～2019年10月20日	2.2%
第8計算期間	2019年10月21日～2020年 4月20日	△8.8%
第9計算期間	2020年 4月21日～2020年10月20日	15.7%
第10計算期間	2020年10月21日～2021年 4月20日	18.9%
第11計算期間	2021年 4月21日～2021年10月20日	6.8%
第12計算期間	2021年10月21日～2022年 4月20日	△4.1%
第13計算期間	2022年 4月21日～2022年10月20日	△0.5%
第14計算期間	2022年10月21日～2023年 4月20日	8.8%
第15計算期間	2023年 4月21日～2023年10月20日	10.3%
第16計算期間	2023年10月21日～2024年 4月20日	19.4%
第17計算期間	2024年 4月21日～2024年10月20日	3.6%
第18計算期間	2024年10月21日～2025年 4月20日	△6.0%

※各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

（４）【設定及び解約の実績】

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第1計算期間	2016年 5月18日～2016年10月20日	717,923	—	717,923

第2計算期間	2016年10月21日～2017年 4月20日	—	194,936	522,987
第3計算期間	2017年 4月21日～2017年10月20日	—	—	522,987
第4計算期間	2017年10月21日～2018年 4月20日	—	—	522,987
第5計算期間	2018年 4月21日～2018年10月20日	—	39,425	483,562
第6計算期間	2018年10月21日～2019年 4月20日	—	—	483,562
第7計算期間	2019年 4月21日～2019年10月20日	—	—	483,562
第8計算期間	2019年10月21日～2020年 4月20日	—	38,941	444,621
第9計算期間	2020年 4月21日～2020年10月20日	79,963	39,166	485,418
第10計算期間	2020年10月21日～2021年 4月20日	39,963	78,404	446,977
第11計算期間	2021年 4月21日～2021年10月20日	79,916	39,673	487,220
第12計算期間	2021年10月21日～2022年 4月20日	—	117,810	369,410
第13計算期間	2022年 4月21日～2022年10月20日	—	—	369,410
第14計算期間	2022年10月21日～2023年 4月20日	55,618	—	425,028
第15計算期間	2023年 4月21日～2023年10月20日	15,998	14,804	426,222
第16計算期間	2023年10月21日～2024年 4月20日	—	—	426,222
第17計算期間	2024年 4月21日～2024年10月20日	—	—	426,222
第18計算期間	2024年10月21日～2025年 4月20日	—	—	426,222

※本邦外における設定及び解約の実績はありません。

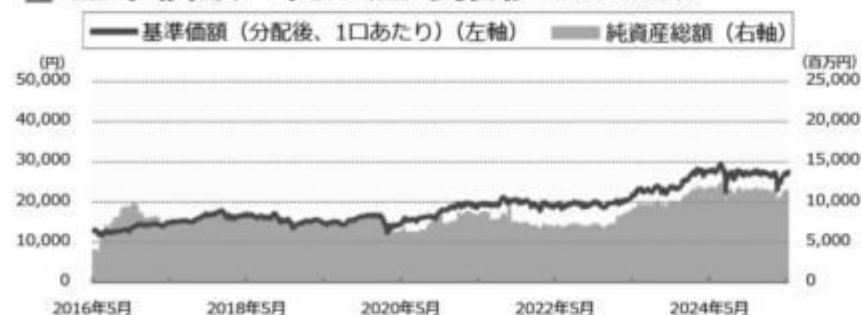
※解約口数は交換口数を表示しております。

《参考情報》



運用実績（2025年5月30日現在）

■ 基準価額・純資産の推移（日次：設定来）



■ 分配の推移

（1口あたり、課税前）

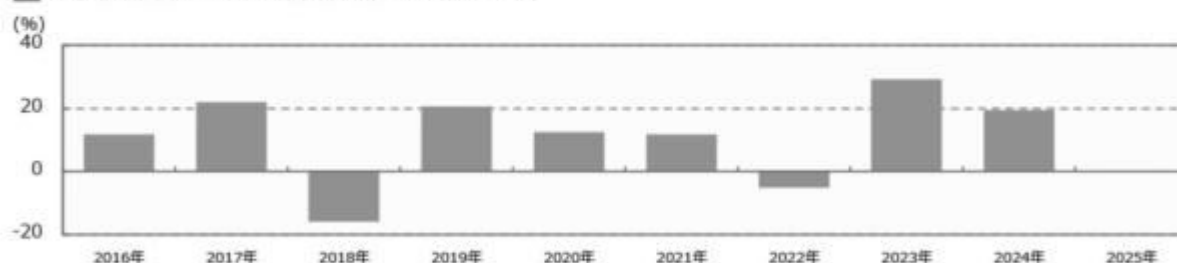
2025年4月	287 円
2024年10月	256 円
2024年4月	255 円
2023年10月	219 円
2023年4月	231 円
設定来累計	3,252 円

■ 主要な資産の状況

銘柄別投資比率（上位）

順位	銘柄	業種	投資比率（%）
1	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	3.1
2	任天堂	その他製品	2.9
3	リクルートホールディングス	サービス業	2.9
4	トヨタ自動車	輸送用機器	2.8
5	キーエンス	電気機器	2.6
6	東京海上ホールディングス	保険業	2.5
7	三菱重工業	機械	2.3
8	東京エレクトロン	電気機器	2.2
9	伊藤忠商事	卸売業	2.1
10	日本電信電話	情報・通信業	2.0

■ 年間収益率の推移（暦年ベース）



- ・ファンドの年間収益率は税引前分配金を再投資して算出。
- ・2016年は設定日（2016年5月18日）から年末までの収益率。
- ・2025年は年初から運用実績作成基準日までの収益率。

●ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。●ファンドの運用状況は、別途、委託会社ホームページで開示している場合があります。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

(1) 受益権の募集

申込期間中の各営業日に、受益権の募集が行なわれます。

(2) 申込締切時間

原則、取得申込受付日の午後3時30分までに、取得申込みが行なわれかつ当該取得申込みにかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当該取得申込受付日の受付分とします。ただし、取得申込者が、対象株価指数の構成銘柄である株式の発行会社等である場合の時限は、午後2時30分とします。

（販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。）

(3) 申込不可日（信託約款）

委託者は、次の各号の期日および期間における受益権の取得申込みについては、原則として、当該取得申込みの受付けを停止します。ただし、委託者は、次に該当する期日および期間における受益権の取得申込みであっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される期日および期間（第5号に掲げるものを除きます。）における受益権の取得申込みについては、当該取得申込みの受付けを行なうことができます。

1. 対象株価指数の構成銘柄の配当落日および権利落日の各々前営業日から起算して2営業日以内
2. 対象株価指数の銘柄変更実施日および銘柄株数変更実施日の各々5営業日前から起算して6営業日以内
3. 第36条に定める計算期間終了日の3営業日前から起算して3営業日以内（ただし、計算期間終了日が休日（営業日でない日をいいます。）の場合は、当該計算期間終了日の4営業日前から起算して4営業日以内）
4. この信託契約を解約し、信託を終了することとなる場合において、信託終了日の3営業日前から起算して4営業日以内
5. 前各号のほか、委託者が、別に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき

※申込不可日については、「サポートダイヤル」でもご確認いただけます。

(4) 販売単位

1ユニット以上1ユニット単位とします。

なお、「ユニット」とは、対象株価指数に連動すると委託者が想定する、1単位の株式のポートフォリオに相当する口数の受益権をいいます。

1ユニットの受益権の口数[※]は、8,000口または4万口の整数倍とし、取得申込受付日に委託者が定めます。

※信託財産が運用の対象とする各銘柄の株式の数の構成比率に相当する比率により構成され、委託者が対象株価指数に連動すると想定する、1単位の現物株式のポートフォリオ（原則日々公表するものとします。）を構成する銘柄の株式につき金融商品取引所または認可金融商品取引業協会（店頭売買有価証券市場で取引される銘柄の株式の場合）が定める一売買単位（「取引所売買単位」といいます。）の整数倍の株数をもって受益権を取得するために必要な口数を基礎として委託者が別に定めます。

(5) 販売価額

取得申込受付日の基準価額とします。

(6)申込方法

- ・受益権の取得（追加設定）については、原則として、委託会社が事前に提示する現物株式のポートフォリオ（「指定株式ポートフォリオ」といいます。）による設定に限定します。
- ・取得申込受付日の2営業日前までに、申込ユニット数に応じた指定株式ポートフォリオを販売会社に提示します。
- ・取得申込者は、取得申込のユニット数に応じた指定株式ポートフォリオを取得申込受付日から起算して2営業日目までに、販売会社に保護預けをするものとします。
- ・取得申込者が、指定株式ポートフォリオに含まれる株式の発行会社またはその子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいい、当該発行会社またはその子会社を以下「発行会社等」といいます。）である場合には、原則として、取得申込者は、指定株式ポートフォリオにおける当該株式の時価総額に相当する金額および、当該株式を信託財産において取得するために必要な経費に相当する金額（当該時価総額の0.15%の額）を当該株式に代えて金銭にて、取得申込受付日から起算して2営業日目までに販売会社に支払うものとします。
- ・取得申込者が、対象株価指数の構成銘柄である株式の発行会社等である場合、取得申込みを当該取得申込者から受付けた販売会社（販売会社が対象株価指数の構成銘柄である株式の発行会社等に該当する場合に、当該販売会社が自己勘定で取得申込みを行なうときを含むものとします。）は、取得申込を取次ぐ際に委託者にその旨を通知するものとします。
また、当該通知が取得申込の取次ぎの際に行なわれなかった場合において、そのことによって信託財産その他に損害が生じたときには、取得申込を取次いだ販売会社がその責を負うものとします。
- ・指定株式ポートフォリオの時価評価額が取得する受益権の評価額に満たない場合は、取得申込者は、その差額に相当する金額を取得申込受付日から起算して2営業日目までに販売会社に支払うものとします。

※販売会社が、別途詳細を定める場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(7)申込受け付けの中止および取り消し

委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場ないしは当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。）等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、受益権の取得申込みの受け付けを停止することおよびすでに受け付けた取得申込みの受け付けを取り消すことができます。

(8)取得申込みに関する清算制度について

取得申込みに係る指定株式ポートフォリオ等の委託者への受渡し等の債務の負担を、金融商品取引清算機関^{*}（金融商品取引法第2条第29項に規定する金融商品取引清算機関をいい、以下「清算機関」といいます。）に申込み、これを清算機関が負担する場合には、取得申込みに係る支払いの手続きは清算機関の業務方法書の定めに従って、清算機関と指定参加者との間で振替機関を介して行なわれます。

*金融商品取引清算機関は、「株式会社日本証券クリアリング機構」とします。

(9)申込手続等に関する照会先

ファンドの申込（販売）手続等についてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <https://www.nomura-am.co.jp/>

2【換金（解約）手続等】

(1)解約の請求

受益者は、自己に帰属する受益権（後述の「反対者の買取請求権」に基づき受託者が買取った受益権を除きます。）について、信託期間中においてこの信託の一部解約の実行を請求することはできません。

(2)受益権の交換

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に対し、一定口数の整数倍の受益権をもって、当該受益権と当該受益権の信託財産に対する持分に相当する株式との交換（「交換」といいます。）を請求することができます。

(3)交換締切時間

原則、交換請求受付日の午後3時30分までに、申込みが行なわれたものを当日の受付分とします。ただし、交換の請求を行なう受益者が、対象株価指数の構成銘柄である株式の発行会社等である場合の时限は、午後2時30分とします。

（販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。）

(4)申込不可日（信託約款）

委託者は、次の各号の期日および期間における交換請求については、原則として、当該交換請求の受け付けを停止します。ただし、委託者は、次に該当する期日および期間における交換請求であっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される期日および期間（第5号に掲げるものを除きます。）における交換請求については、当該交換請求の受け付けを行なうことができます。

1. 対象株価指数の構成銘柄の配当落日および権利落日の各々前営業日
2. 対象株価指数の銘柄変更実施日および銘柄株数変更実施日の各々5営業日前から起算して7営業日以内
3. 第36条に定める計算期間終了日の3営業日前から起算して3営業日以内（ただし、計算期間終了日が休日（営業日でない日をいいます。）の場合は、当該計算期間終了日の4営業日前から起算して4営業日以内）
4. この信託契約を解約し、信託を終了することとなる場合において、信託終了日の3営業日前から起算して4営業日以内
5. 前各号のほか、委託者が、別に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき

※申込不可日については、「サポートダイヤル」でもご確認いただけます。

(5) 交換単位

8,000口以上8,000口単位とします。（対象株価指数の値上がりなどにより変更されることがあります。）

※信託財産に属する銘柄の株式の構成比率に相当する比率により構成され、委託者が対象株価指数に連動すると想定する、1単位の現物株式のポートフォリオを構成する銘柄の株式につき取引所売買単位の整数倍の株数と交換するために必要な口数を基礎として委託者が別に定めるもの（以下「最小交換口数」といいます。）とします。

(6) 交換価額

交換請求受付日の基準価額とします。

(7) 交換方法

- ・受益者が、交換の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。
- ・交換の請求を行なう受益者が、対象株価指数の構成銘柄である株式の発行会社等である場合、当該交換の請求を当該受益者から受付けた販売会社（販売会社が対象株価指数の構成銘柄である株式の発行会社等に該当する場合に、当該販売会社が自己勘定で交換を請求するときを含むものとします。）は、交換の請求を取次ぐ際に委託者にその旨を通知するものとします。また、当該通知が交換の請求の取次ぎの際に行なわれなかった場合において、そのことによって信託財産その他に損害が生じたときには、交換の請求を取次いだ販売会社がその責を負うものとします。

(8) 交換で交付する銘柄・株数の計算

受益者が交換によって取得できる個別銘柄の株数は、交換請求受付日の基準価額に基づいて計算された株数とし、取引所売買単位の整数倍（以下「単位株数」といいます。）とします。

なお、具体的な計算方法は、原則として以下の通りです。

- I. 交換請求受付日における、信託財産中の株式時価総額のうち、交換口数分の概算株式時価総額を計算します。
 - II. 上記Iで求めた時価総額に、ファンドが保有している銘柄の時価構成比率を乗じ、銘柄毎の時価で除した各銘柄の株数を計算します。
 - III. 上記IIで求めた各銘柄の株数を、単位株数の整数倍に、単位株数未満を四捨五入することにより調整します。（これを「仮交換ポートフォリオ」とします。）
 - IV. 上記IIIで求めた仮交換ポートフォリオに各銘柄の時価を乗じ、仮交換ポートフォリオの時価総額を計算します。
 - V. 上記IVで求めた仮交換ポートフォリオの時価総額が上記Iで求めた交換口数分の概算株式時価総額を下回っている場合は、当該仮交換ポートフォリオを交換ポートフォリオとします。
- 逆に、上回っている場合は仮交換ポートフォリオについて、以下の調整を行ないます。

- (i) 上記IIIにおける四捨五入の結果、繰り上げた金額（「繰り上げた株数×当該銘柄の株価」をいい、以下「繰上金額」といいます。）が一番大きい銘柄を1単位株数分減じ、これを新たな仮交換ポートフォリオとします。
- (ii) 新たな仮交換ポートフォリオの時価総額が上記Iで求めた交換口数分の概算株式時価総額を下回っている場合は、当該仮交換ポートフォリオを交換ポートフォリオとします。

逆に、上回っている場合は、Ⅲにおける繰上金額が次に大きい銘柄を1単位株数分減じ、これを新たな仮交換ポートフォリオとします。

(iii)上記(ii)を繰り返します。

Ⅵ.原則として、上記Ⅴで求めた交換ポートフォリオを構成する銘柄・株数が交換で交付する銘柄・株数となります。

なお、交換を請求した受益者が複数いる場合等において、四捨五入による丸め誤差の影響等により、各受益者毎の交換株数の合計がファンドで保有する株数を超過してしまう銘柄が生じた場合等には、交換ポートフォリオから当該銘柄を1単位株数分減じる等の調整を行なう場合があります。

※交換により交付する銘柄は、必ずしも対象株価指数を構成する全ての銘柄になる訳ではありません。

また、交換により交付する個別銘柄の構成比は、必ずしも対象株価指数を構成する個別銘柄の構成比と等しくなる訳ではありません。

(9)交換する受益権口数の確定

- ・委託者は、受益者が最小交換口数の整数倍の振替受益権をもって交換の請求を行ない、その請求を受けた場合には、受益者から提示された口数の受益権から受益者が取得できる個別銘柄の株式の株数を計算し、交換に要する受益権の口数（1口未満の端数があるときは、1口に切上げます。以下「交換必要口数」といいます。）を確定します。
- ・委託者は、受託者に対し、交換必要口数の受益権と信託財産に属する株式のうち取引所売買単位の整数倍となる株式を交換するよう指図します。ただし、交換の請求を行なった受益者が、対象株価指数の構成銘柄である株式の発行会社等である場合には、原則として、委託者は、交換必要口数から当該発行会社の株式の個別銘柄時価総額に相当する口数を除いた口数の受益権と、取引所売買単位の整数倍となる株式（当該発行会社の株式を除きます。）を交換するよう指図するものとします。この場合の個別銘柄時価総額は、交換請求受付日の基準価額の計算日における当該発行会社の株式の金融商品取引所の終値（終値のないものについてはそれに準ずる価額とし、店頭売買有価証券市場で取引される銘柄の株式については最終価格又はこれに準ずるものとして合理的に算出した価格とします。）に上記「交換で交付する銘柄・株数の計算」に基づき計算された株数を乗じて得た金額とします。

(10)交換による株式の交付等

原則として交換請求受付日から起算して3営業日目から、振替機関等の口座に交換の請求を行なった受益者に係る株数の増加の記載または記録が行なわれます。

(11)交換請求の受け付けの中止および取り消し

- ・委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、交換請求の受け付けを停止することおよびすでに受付けた交換請求の受け付けを取り消すことができます。
- ・交換請求の受け付けを停止した場合には、受益者は当該受け付け停止以前に行なった当日の交換の請求を撤回できます。ただし、受益者がその交換の請求を撤回しない場合には、当該交換は、当該受け付け停止を解除した後の最初の基準価額の計算日に交換の請求を受付けたものとして信託約款の規定に準じて計算されたものとします。

(12)交換に関する清算制度について

交換に係る振替受益権の委託者への受渡しの債務の負担を、清算機関に申込み、これを清算機関が負担する場合は、交換に係る受渡しの手続きは清算機関の業務方法書の定めに従って、清算機関と指定参加者との間で振替機関を介して行なわれます。

(13)受益権の買取り(買取請求制)

販売会社は、次の各号に該当する場合で、受益者の請求があるときは、その受益権を買取ります。ただし、第2号の場合の請求は、信託終了日の2営業日前までとします。

- 1 交換により生じた取引所売買単位未満の振替受益権
- 2 受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止になったとき

受益権の買取価額は、買取申込みを受付けた日の基準価額とします。

販売会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、信託約款の規定に従い、委託者と協議に基づいて受益権の買取りを停止すること、およびすでに受付けた受益権の買取りを取り消す場合があります。

また、受益権の買取りが停止された場合には、受益者は買取り停止以前に行なった当日の買取り請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取り請求を撤回しない場合には、当該受益権の買取価額は、買取り停止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取請求を受付けたものとして計算されたものとしてします。

(14)換金手続等に関する照会先

ファンドの換金手続等についてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104(フリーダイヤル)

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <https://www.nomura-am.co.jp/>

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

<基準価額の計算方法>

基準価額とは、計算日において、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

なお、ファンドにおいては1口当りの価額で表示されます。

ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

対象	評価方法
株式	原則として、基準価額計算日 [※] の金融商品取引所の終値で評価します。
外貨建資産	原則として、基準価額計算日の対顧客相場の仲値で円換算を行ないます。

※外国で取引されているものについては、原則として、基準価額計算日の前日とします。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104（フリーダイヤル）

＜受付時間＞ 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <https://www.nomura-am.co.jp/>

＜追加信託金額の計理処理＞

- (i) 追加信託に相当する金額は、追加信託を行なう日の前日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じて得た額に前記「1 申込(販売)手続等」に記載の経費に相当する金額を加えた額とします。
- (ii) 追加信託に相当する金額は、当該金額と元本に相当する金額との差額を追加信託差金として処理します。

＜受益権と株式の交換の計理処理＞

受益権と株式の交換にあっては、交換必要口数(交換の請求を行なった受益者が対象株価指数構成銘柄の発行会社等である場合において受益権を返還する場合は、当該受益権の口数を控除して得た口数)に交換請求受付日の基準価額を乗じて得た金額と元本に相当する金額との差額を交換(解約)差金として処理します。

(2) 【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

無期限とします(2016年5月18日設定)。

(4) 【計算期間】

毎年4月21日から10月20日までおよび10月21日から翌年4月20日までとします。

最終計算期間の終了日は、信託約款の規定によりこの信託が終了する場合における信託期間の終了日とします。

(5) 【その他】

(a) ファンドの繰上償還条項

- (i) 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- (ii) 委託者は、信託財産の一部を受益権と交換することにより、受益権の口数が20営業日連続して10万口を下回った場合、受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止になった場合または対象株価指数が廃止された場合は、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了さ

せます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。なお、すべての金融商品取引所において当該受益権の上場が廃止された場合には、委託者は、その廃止された日に、信託を終了するための手続きを開始するものとします。

(b) 信託期間の終了

- (i) 委託者は、上記「(a) ファンドの繰上償還条項(i)」について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- (ii) 上記(i)の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- (iii) 上記(i)の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
- (iv) 上記(i)から(iii)までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- (v) 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- (vi) 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、下記「(c) 信託約款の変更等」の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(c) 信託約款の変更等

- (i) 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- (ii) 委託者は、上記(i)の事項（上記(i)の変更事項にあつてはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- (iii) 上記(ii)の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- (iv) 上記(ii)の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数

をもって行ないます。

(v) 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

(vi) 上記(ii)から(v)までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

(vii) 上記(i)から(vi)の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(d) 公告

委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<https://www.nomura-am.co.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(e) 反対者の買取請求権

ファンドの信託契約の解約または重大な約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。この買取請求の内容および買取請求の手續に関する事項は、前述の「(b)信託期間の終了(i)」または「(c)信託約款の変更等(ii)」に規定する書面に付記します。

(f) 金融商品取引所への上場

委託者は、この信託の受益権について、別に定める金融商品取引所に上場申請を行なうものとし、当該受益権は、当該金融商品取引所の定める諸規則等に基づき当該金融商品取引所の承認を得たうえで、当該金融商品取引所に上場されるものとします。

委託者は、この信託の受益権が上場された場合には、上記の金融商品取引所の定める諸規則等を遵守し、当該金融商品取引所が諸規則等に基づいて行なう受益権に対する上場廃止または売買取引の停止その他の措置に従うものとします。

(g) 信託財産の登記等および記載等の留保等

(i) 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

(ii) 上記(i)ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

(iii) 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(iv) 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(h) 有価証券売却等の指図

委託者は、信託財産に属する株式の売却の指図ができます。

(i) 再投資の指図

委託者は、株式の売却代金、株式の清算分配金、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(j) 受託者による資金立替え

信託財産に属する株式について、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

信託財産に属する株式の清算分配金、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(k) 委託者の事業譲渡および承継に伴う取扱い

(i) 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

(ii) 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(l) 受託者の辞任および解任に伴う取扱い

(i) 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、上記「(c) 信託約款の変更等」に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

(ii) 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(m) 受益権の分割および再分割、信託日時の異なる受益権の内容

委託者は、信託契約締結日の受益権については当初設定口数に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど追加口数に、それぞれ均等に分割します。

信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(n) 信託約款に関する疑義の取扱い

この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(o) 他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示請求を行うことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所

2. 他の受益者が有する受益権の内容

(p) 関係法人との契約の更新に関する手続

委託者と販売会社との間で締結する「募集・販売等に関する契約」は、契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方から別段の意思表示のないときは、原則1年毎に自動的に更新されるものとします。

なお、運用の外部委託を行う場合は、委託者と運用の委託先との間で締結する「運用指図に関する権限の委託契約」は、契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方から更新しない旨を書面によって通知がない限り、1年毎に自動的に更新されるものとします。但し、当該契約はファンドの償還日に終了するものとします。

4 【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

① 収益分配金に対する請求権および名義登録

■収益分配金の支払い■

- (a) 収益分配金は、計算期間終了日現在において、氏名または名称、住所および個人番号または法人番号（個人番号もしくは法人番号を有しない者または当該収益分配金につき租税特別措置法第9条の3の2第1項に規定する支払の取扱者を通じて交付を受ける者にあつては、氏名または名称および住所とします。）が受託者に登録されている者を、計算期間終了日現在における受益者とし（以下「名義登録受益者」といいます。）、当該名義登録受益者に支払います。なお、受託者は他の証券代行会社等、受託者が適当と認める者と委託契約を締結し、名義登録にかかる事務を委託することができます。

受益者は、原則として上記の登録をこの信託の受益権が上場されている金融商品取引所の会員（口座管理機関であるものに限り、以下同じ。）を経由して行なうものとします。この場合、当該会員は、当該会員が独自に定める手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を徴することができるものとします。ただし、証券金融会社等は上記の登録を受託者に対して直接に行なうことができます。

名義登録の手続きは、以下の通りとします。

- (i) 受益権は、会員の振替口座簿に口数が記載または記録されることにより、当該振替口座簿に記載または記録された口数に応じた受益権が帰属します。
- (ii) 会員は、計算期間終了日までに当該会員にかかる上記(i)の受益者の氏名または名称、住所および個人番号または法人番号（個人番号もしくは法人番号を有しない者または収益分配金につき租税特別措置法第9条の3の2第1項に規定する支払の取扱者を通じて交付を受ける者にあつては、氏名または名称および住所とします。）ならびにその他受託者が定める事項を書面等により受託者に届け出るものとします。また、届け出た内容に変更が生じた場合は、当該会員所定の方法による当該受益者からの申し出にもとづき、当該会員はこれを受託者に通知するものとします。
- (iii) 会員は、計算期間終了日現在の当該会員にかかる上記(i)の受益者の振替機関の定める事項を（当該会員が直接口座管理機関でない場合はその上位機関を通じて）振替機関に報告するとともに、振替機関はこれを受託者に通知するものとします。

上記に規定する収益分配金の支払いは、原則として毎計算期間終了日から起算して40日以内の委託者の指定する日に、名義登録受益者があらかじめ指定する預金口座に当該収益分配金を振り込む方式により行なうものとします。なお、名義登録受益者が会員と別途収益分配金の取り扱いに係る契約を締結している場合は、当該契約にしたがい支払われるものとします。

- (b) 受託者は、収益分配金について支払開始日から5年経過した後に未払残高があるときは、当該金額を委託者に交付するものとします。

受託者は、委託者に収益分配金を交付した後は、当該交付に係る金額に関する受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

■収益分配金請求権の失効■

受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

②償還金に対する請求権

■償還金の支払い■

償還は、信託終了日現在において、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（以下「償還時受益者」といいます。）に対して、信託終了時の信託財産の純資産総額に相当する金銭を支払うことにより行ないます。

償還時受益者に交付する金銭の額は、信託終了時の基準価額（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下「償還金」といいます。）に、当該受益者に属する受益権の口数を乗じて得た額とします。なお、この場合における税法上の受益権1口あたりの元本の額は、信託終了時において信託されている金額を受益権口数で除した額とします。

償還金は、信託終了日から起算して40日以内の委託者の指定する日から、原則として、信託終了日現在において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に対して、受託者または会員等から支払います。

受託者は、信託終了による償還金について支払開始日から10年を経過した後に未払残高があるときは、当該金額を委託者に交付するものとします。

受託者は、償還金を交付した後は、当該交付に係る金額に関する受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

■償還金請求権の失効■

受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

※受益者は、自己に帰属する受益権につき、交換を請求することができます。詳しくは、前述の「2 換金（解約）手続等」をご参照下さい。

第3【ファンドの経理状況】

NEXT FUNDS 野村企業価値分配指数連動型上場投信

(1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第18期計算期間(2024年10月21日から2025年4月20日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第17期 (2024年10月20日現在)	第18期 (2025年 4月20日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	109,972,309	128,688,282
株式	11,422,781,950	10,580,702,210
派生商品評価勘定	4,434,960	-
未収入金	5,294,781	-
未収配当金	103,244,445	117,034,235
未収利息	2,157	5,181
差入委託証拠金	3,106,474	33,323,191
流動資産合計	11,648,837,076	10,859,753,099
資産合計	11,648,837,076	10,859,753,099
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	-	7,862,540
未払金	-	2,700,880
未払収益分配金	109,112,832	122,325,714
未払受託者報酬	3,205,369	3,142,416
未払委託者報酬	11,539,271	11,312,633
その他未払費用	4,692,283	8,450,898
流動負債合計	128,549,755	155,795,081
負債合計	128,549,755	155,795,081
純資産の部		
元本等		
元本	5,477,378,922	5,477,378,922
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	6,042,908,399	5,226,579,096
（分配準備積立金）	87,687	198,662
元本等合計	11,520,287,321	10,703,958,018
純資産合計	11,520,287,321	10,703,958,018
負債純資産合計	11,648,837,076	10,859,753,099

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第17期 自 2024年 4月21日 至 2024年10月20日	第18期 自 2024年10月21日 至 2025年 4月20日
営業収益		
受取配当金	128,185,381	141,168,927
受取利息	118,851	228,612
有価証券売買等損益	286,860,666	△801,830,968
派生商品取引等損益	5,522,160	△14,609,310
その他収益	1,356	12,538
営業収益合計	420,688,414	△675,030,201
営業費用		
受託者報酬	3,205,369	3,142,416
委託者報酬	11,539,271	11,312,633
その他費用	4,399,442	4,518,339
営業費用合計	19,144,082	18,973,388
営業利益又は営業損失（△）	401,544,332	△694,003,589
経常利益又は経常損失（△）	401,544,332	△694,003,589
当期純利益又は当期純損失（△）	401,544,332	△694,003,589
一部交換に伴う当期純利益金額の分配額又は一部交換に伴う当期純損失金額の分配額（△）	-	-
期首剰余金又は期首欠損金（△）	5,750,476,899	6,042,908,399
剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	109,112,832	122,325,714
期末剰余金又は期末欠損金（△）	6,042,908,399	5,226,579,096

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.運用資産の評価基準及び評価方法	株式 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場(計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 先物取引 取引所の発表する計算日の清算値段を用いております。
2.費用・収益の計上基準	受取配当金 原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 投資信託受益証券については、原則として収益分配金落ち日において、当該収益分配金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。 派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。
3.金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引の市場リスクの大きさを示すものではありません。
4.その他	当ファンドの計算期間は、信託約款の規定により、2024年10月21日から2025年 4月20日までとなっております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

該当事項はありません。

(貸借対照表に関する注記)

第17期 2024年10月20日現在	第18期 2025年 4月20日現在
1. 計算期間の末日における受益権の総数 426,222口	1. 計算期間の末日における受益権の総数 426,222口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 27,029円	2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 25,114円

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第17期 自 2024年 4月21日 至 2024年10月20日			第18期 自 2024年10月21日 至 2025年 4月20日		
1. 分配金の計算過程			1. 分配金の計算過程		
項目			項目		
当期配当等収益額	A	128,305,588円	当期配当等収益額	A	141,410,077円
分配準備積立金	B	39,013円	分配準備積立金	B	87,687円
配当等収益合計額	C=A+B	128,344,601円	配当等収益合計額	C=A+B	141,497,764円
経費	D	19,144,082円	経費	D	18,973,388円
収益分配可能額	E=C-D	109,200,519円	収益分配可能額	E=C-D	122,524,376円
収益分配金	F	109,112,832円	収益分配金	F	122,325,714円
次期繰越金(分配準備積立金)	G=E-F	87,687円	次期繰越金(分配準備積立金)	G=E-F	198,662円
口数	H	426,222口	口数	H	426,222口
1口当たり分配金	I=F/H	256円	1口当たり分配金	I=F/H	287円
2. その他費用 その他費用のうち3,843,174円は、対象指数についての商標使用料であります。			2. その他費用 その他費用のうち3,770,833円は、対象指数についての商標使用料であります。		

(金融商品に関する注記)

(1)金融商品の状況に関する事項

第17期 自 2024年 4月21日 至 2024年10月20日	第18期 自 2024年10月21日 至 2025年 4月20日
1.金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	1.金融商品に対する取組方針 同左
2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク	2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク

当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の2 有価証券関係に記載しております。 これらは、株価変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 当ファンドは、信託財産に属する資産の効率的な運用に資することを目的として、株価指数先物取引を行っております。 当該デリバティブ取引は、対象とする株価指数等に係る価格変動リスクを有しております。 3.金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。	同左 3.金融商品に係るリスク管理体制 同左
--	--

(2)金融商品の時価等に関する事項

第17期 2024年10月20日現在	第18期 2025年 4月20日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 2. 時価の算定方法 株式 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 派生商品評価勘定 デリバティブ取引については、(その他の注記)の 3 デリバティブ取引関係に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 同左 2. 時価の算定方法 同左

(関連当事者との取引に関する注記)

第17期 自 2024年 4月21日 至 2024年10月20日	第18期 自 2024年10月21日 至 2025年 4月20日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	同左

(その他の注記)

1 元本の移動

第17期 自 2024年 4月21日 至 2024年10月20日	第18期 自 2024年10月21日 至 2025年 4月20日
期首元本額 5,477,378,922円	期首元本額 5,477,378,922円
期中追加設定元本額 0円	期中追加設定元本額 0円
期中一部交換元本額 0円	期中一部交換元本額 0円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	第17期 自 2024年 4月21日 至 2024年10月20日	第18期 自 2024年10月21日 至 2025年 4月20日
	損益に含まれた評価差額 (円)	損益に含まれた評価差額 (円)
株式	225,039,029	△802,335,170
合計	225,039,029	△802,335,170

3 デリバティブ取引関係

デリバティブ取引の契約額等、時価及び評価損益

種類	第17期(2024年10月20日現在)			第18期(2025年 4月20日現在)		
	契約額等 (円)		時価 (円)	契約額等 (円)		時価 (円)
	うち1年超			うち1年超		
			評価損益 (円)			評価損益 (円)

市場取引								
株価指数先物取引								
買建	87,021,300	—	91,460,000	4,434,960	120,739,700	—	112,882,000	△7,862,540
合計	87,021,300	—	91,460,000	4,434,960	120,739,700	—	112,882,000	△7,862,540

（注）時価の算定方法

1 先物取引

国内先物取引について

先物の評価においては、取引所の発表する計算日の清算値段を用いております。

※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはございません。

（４）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式(2025年4月20日現在)

（単位:円）

種類	通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
				単価	金額	
株式	日本円	サカタのタネ	800	3,275.00	2,620,000	
		I N P E X	25,900	1,858.50	48,135,150	
		石油資源開発	4,100	1,039.00	4,259,900	
		大成建設	4,300	7,027.00	30,216,100	
		大林組	17,400	2,122.50	36,931,500	
		戸田建設	5,100	858.90	4,380,390	
		住友林業	3,800	4,200.00	15,960,000	
		大和ハウス工業	13,800	5,167.00	71,304,600	
		積水ハウス	14,300	3,248.00	46,446,400	
		エクシオグループ	4,700	1,650.00	7,755,000	
		インフロニア・ホールディングス	4,800	1,197.00	5,745,600	
		カルビー	2,200	2,843.50	6,255,700	
		森永乳業	1,800	3,480.00	6,264,000	
		ヤクルト本社	6,700	2,994.50	20,063,150	
		明治ホールディングス	6,200	3,519.00	21,817,800	
		アサヒグループホールディングス	33,400	2,022.50	67,551,500	
		キリンホールディングス	20,200	2,155.50	43,541,100	
		宝ホールディングス	3,700	1,170.00	4,329,000	
		サントリー食品インターナショナル	3,200	4,821.00	15,427,200	
		キッコーマン	18,200	1,558.00	28,355,600	
		味の素	23,200	2,984.00	69,228,800	
		ニチレイ	5,000	1,911.00	9,555,000	
		日清食品ホールディングス	4,700	3,161.00	14,856,700	
		日本たばこ産業	28,800	4,250.00	122,400,000	
		レンゴー	4,800	756.20	3,629,760	
		クラレ	7,700	1,643.50	12,654,950	
		旭化成	31,900	964.90	30,780,310	
		日産化学	3,000	4,137.00	12,411,000	
		東ソー	6,500	1,962.50	12,756,250	

信越化学工業	46,500	3,800.00	176,700,000
エア・ウォーター	4,200	1,862.00	7,820,400
カネカ	1,200	3,428.00	4,113,600
三菱瓦斯化学	4,200	2,151.00	9,034,200
三井化学	4,400	3,033.00	13,345,200
東京応化工業	2,500	2,873.00	7,182,500
ダイセル	6,400	1,183.00	7,571,200
住友ベークライト	1,700	3,178.00	5,402,600
積水化学工業	9,500	2,457.00	23,341,500
日本ゼオン	3,200	1,362.00	4,358,400
A D E K A	1,800	2,403.50	4,326,300
日油	5,100	2,045.00	10,429,500
花王	11,700	6,024.00	70,480,800
日本ペイントホールディングス	23,300	1,055.00	24,581,500
関西ペイント	4,500	2,192.00	9,864,000
太陽ホールディングス	800	4,675.00	3,740,000
富士フイルムホールディングス	25,400	2,715.00	68,961,000
ミルボン	600	2,730.00	1,638,000
ポーラ・オルビスホールディングス	2,300	1,281.00	2,946,300
小林製薬	1,300	5,472.00	7,113,600
デクセリアルズ	4,200	1,487.00	6,245,400
日東電工	19,700	2,514.00	49,525,800
ユニ・チャーム	28,800	1,308.00	37,670,400
協和キリン	6,600	2,204.00	14,546,400
武田薬品工業	28,800	4,288.00	123,494,400
アステラス製薬	48,200	1,352.50	65,190,500
塩野義製薬	20,400	2,408.50	49,133,400
日本新薬	1,300	3,622.00	4,708,600
中外製薬	15,900	8,328.00	132,415,200
エーザイ	7,100	3,983.00	28,279,300
ロート製薬	5,000	2,326.50	11,632,500
小野薬品工業	9,800	1,754.00	17,189,200
東和薬品	600	2,548.00	1,528,800
第一三共	46,400	3,214.00	149,129,600
大塚ホールディングス	11,000	6,830.00	75,130,000
ENEOSホールディングス	79,500	696.60	55,379,700
横浜ゴム	2,700	2,950.50	7,966,350
TOYO TIRE	2,800	2,540.00	7,112,000
ブリヂストン	14,400	5,891.00	84,830,400
住友ゴム工業	4,200	1,700.00	7,140,000
A G C	4,900	4,294.00	21,040,600
東海カーボン	4,900	857.40	4,201,260
TOTO	3,600	3,486.00	12,549,600

日本碍子	6,300	1,677.00	10,565,100
日本特殊陶業	4,100	4,090.00	16,769,000
フジミインコーポレーテッド	1,200	1,766.00	2,119,200
日本製鉄	22,000	2,982.50	65,615,000
J F Eホールディングス	13,500	1,642.00	22,167,000
住友金属鉱山	6,100	3,041.00	18,550,100
住友電気工業	18,100	2,056.00	37,213,600
フジクラ	6,200	4,685.00	29,047,000
SUMCO	9,100	892.90	8,125,390
三和ホールディングス	4,900	4,630.00	22,687,000
リンナイ	2,800	3,150.00	8,820,000
アマダ	8,700	1,378.00	11,988,600
FUJ I	2,000	2,000.50	4,001,000
DMG森精機	3,400	2,365.00	8,041,000
ディスコ	2,500	26,760.00	66,900,000
ナブテスコ	2,900	2,061.00	5,976,900
SMC	1,600	43,400.00	69,440,000
小松製作所	23,500	4,044.00	95,034,000
住友重機械工業	2,800	2,898.00	8,114,400
日立建機	2,800	4,086.00	11,440,800
クボタ	24,400	1,666.00	40,650,400
荏原製作所	10,800	1,952.00	21,081,600
ダイキン工業	6,400	16,265.00	104,096,000
栗田工業	2,700	4,572.00	12,344,400
ダイフク	8,100	3,533.00	28,617,300
CKD	1,300	1,946.00	2,529,800
竹内製作所	900	4,375.00	3,937,500
アマノ	1,400	3,821.00	5,349,400
グローリー	1,100	2,463.50	2,709,850
セガサミーホールディングス	4,300	2,872.50	12,351,750
ホシザキ	2,600	6,345.00	16,497,000
THK	3,000	3,394.00	10,182,000
P I L L A R	500	3,305.00	1,652,500
三菱重工業	80,900	2,635.00	213,171,500
I H I	3,500	10,465.00	36,627,500
ブラザー工業	6,200	2,350.50	14,573,100
ミネベアミツミ	8,700	2,003.50	17,430,450
三菱電機	49,600	2,581.50	128,042,400
富士電機	3,400	5,942.00	20,202,800
安川電機	6,100	2,672.00	16,299,200
ソシオネクスト	3,000	1,443.00	4,329,000
芝浦メカトロニクス	300	6,110.00	1,833,000
J V Cケンウッド	4,400	1,019.00	4,483,600

日東工業	600	2,945.00	1,767,000
ジーエス・ユアサ コーポレーション	1,900	2,369.00	4,501,100
日本電気	33,500	3,235.00	108,372,500
富士通	45,700	2,924.50	133,649,650
ルネサスエレクトロニクス	30,500	1,603.00	48,891,500
セイコーエプソン	7,400	1,883.00	13,934,200
アルバック	1,200	4,410.00	5,292,000
パナソニック ホールディングス	59,700	1,550.50	92,564,850
アンリツ	3,400	1,257.50	4,275,500
T D K	51,300	1,375.00	70,537,500
ヒロセ電機	700	15,215.00	10,650,500
横河電機	6,100	3,017.00	18,403,700
アズビル	11,700	1,173.50	13,729,950
日本光電工業	3,900	1,775.00	6,922,500
堀場製作所	900	9,262.00	8,335,800
アドバンテスト	20,300	5,485.00	111,345,500
キーエンス	5,100	58,150.00	296,565,000
日置電機	200	5,750.00	1,150,000
シスメックス	11,900	2,723.50	32,409,650
日本マイクロニクス	700	2,933.00	2,053,100
フェローテックホールディングス	1,100	2,301.00	2,531,100
レーザーテック	2,000	12,280.00	24,560,000
日本電子	1,100	4,446.00	4,890,600
ファナック	26,200	3,445.00	90,259,000
ローム	8,900	1,248.50	11,111,650
浜松ホトニクス	7,500	1,179.00	8,842,500
三井ハイテック	2,300	631.00	1,451,300
新光電気工業	1,700	5,919.00	10,062,300
京セラ	33,500	1,654.00	55,409,000
太陽誘電	3,200	2,086.00	6,675,200
村田製作所	44,600	2,103.50	93,816,100
S C R E E Nホールディングス	2,000	9,196.00	18,392,000
キャノン	25,200	4,280.00	107,856,000
リコー	14,200	1,485.00	21,087,000
東京エレクトロン	11,400	19,515.00	222,471,000
トヨタ紡織	1,400	1,896.50	2,655,100
豊田自動織機	3,900	12,800.00	49,920,000
デンソー	44,000	1,759.00	77,396,000
いすゞ自動車	14,700	1,857.00	27,297,900
トヨタ自動車	120,200	2,544.00	305,788,800
三菱自動車工業	17,600	378.00	6,652,800
カヤバ	800	2,812.00	2,249,600
アイシン	11,100	1,506.50	16,722,150

スズキ	37,800	1,672.50	63,220,500
S U B A R U	15,700	2,520.00	39,564,000
ヤマハ発動機	21,700	1,100.00	23,870,000
シマノ	2,000	20,110.00	40,220,000
テイ・エス テック	2,000	1,569.50	3,139,000
テルモ	32,800	2,733.50	89,658,800
島津製作所	5,800	3,678.00	21,332,400
ナカニシ	1,800	1,812.00	3,261,600
東京精密	1,000	7,514.00	7,514,000
マニー	1,600	1,117.00	1,787,200
ニコン	7,400	1,477.00	10,929,800
トプコン	2,700	3,223.00	8,702,100
オリンパス	31,100	1,804.50	56,119,950
タムロン	800	3,105.00	2,484,000
H O Y A	9,600	15,600.00	149,760,000
朝日インテック	6,100	2,184.00	13,322,400
シチズン時計	5,000	809.00	4,045,000
メニコン	1,700	1,207.00	2,051,900
ニプロ	3,700	1,290.00	4,773,000
バンダイナムコホールディングス	15,300	5,056.00	77,356,800
パイロットコーポレーション	700	3,898.00	2,728,600
T O P P A Nホールディングス	6,400	3,910.00	25,024,000
アシックス	16,400	2,842.50	46,617,000
ヤマハ	11,000	1,025.00	11,275,000
ピジョン	3,000	1,733.00	5,199,000
任天堂	29,300	10,370.00	303,841,000
オカムラ	1,400	1,950.00	2,730,000
東日本旅客鉄道	24,100	3,186.00	76,782,600
西日本旅客鉄道	11,600	3,056.00	35,449,600
近鉄グループホールディングス	4,600	3,154.00	14,508,400
センコーグループホールディングス	2,500	1,626.00	4,065,000
九州旅客鉄道	3,400	3,703.00	12,590,200
S Gホールディングス	8,600	1,503.50	12,930,100
日本郵船	12,700	4,558.00	57,886,600
商船三井	8,900	4,988.00	44,393,200
日本航空	11,400	2,518.00	28,705,200
三菱倉庫	7,300	946.00	6,905,800
日鉄ソリューションズ	1,700	3,644.00	6,194,800
T I S	4,800	4,106.00	19,708,800
コーエーテクモホールディングス	3,000	2,385.00	7,155,000
ネクソン	12,800	2,169.50	27,769,600
インターネットイニシアティブ	2,600	2,492.50	6,480,500
野村総合研究所	10,100	5,444.00	54,984,400

L I N Eヤフー	73,800	554.00	40,885,200
トレンドマイクロ	3,700	9,733.00	36,012,100
大塚商会	5,800	3,067.00	17,788,600
サイボウズ	600	2,934.00	1,760,400
B I P R O G Y	1,900	4,571.00	8,684,900
日本電信電話	1,469,200	150.30	220,820,760
K D D I	81,400	2,555.00	207,977,000
ソフトバンク	758,000	218.60	165,698,800
東宝	2,700	8,235.00	22,234,500
N T Tデータグループ	16,700	2,620.50	43,762,350
スクウェア・エニックス・ホールディングス	2,400	7,742.00	18,580,800
カプコン	8,900	3,980.00	35,422,000
S C S K	3,900	3,772.00	14,710,800
富士ソフト	1,200	9,803.00	11,763,600
コナミグループ	2,600	19,935.00	51,831,000
双日	4,000	3,234.00	12,936,000
第一興商	1,800	1,712.00	3,081,600
伊藤忠商事	32,200	6,761.00	217,704,200
丸紅	39,700	2,281.00	90,555,700
豊田通商	15,900	2,421.00	38,493,900
兼松	2,000	2,338.50	4,677,000
三井物産	76,100	2,657.50	202,235,750
住友商事	28,700	3,255.00	93,418,500
岩谷産業	4,600	1,316.50	6,055,900
サンゲツ	1,000	2,890.00	2,890,000
ミスミグループ本社	5,600	2,100.00	11,760,000
エービーシー・マート	2,400	2,642.50	6,342,000
アダストリア	600	2,813.00	1,687,800
日本マクドナルドホールディングス	2,400	5,970.00	14,328,000
パルグループホールディングス	1,100	4,100.00	4,510,000
セリア	1,100	2,916.00	3,207,600
M o n o t a R O	6,700	2,860.00	19,162,000
マツキヨココカラ&カンパニー	8,600	2,591.50	22,286,900
Z O Z O	9,900	1,455.00	14,404,500
ウエルシアホールディングス	2,300	2,496.50	5,741,950
ネクステージ	1,100	1,703.00	1,873,300
コスモス薬品	1,000	8,725.00	8,725,000
セブン&アイ・ホールディングス	55,800	2,043.00	113,999,400
ツルハホールディングス	1,000	11,365.00	11,365,000
クスリのアオキホールディングス	1,300	3,249.00	4,223,700
FOOD & LIFE COMPANIE	3,000	4,932.00	14,796,000
良品計画	6,400	4,910.00	31,424,000

	パン・パシフィック・インターナショナルホ	10,500	4,366.00	45,843,000	
	ゼンショーホールディングス	2,400	8,808.00	21,139,200	
	スギホールディングス	2,800	2,913.00	8,156,400	
	しまむら	1,200	9,854.00	11,824,800	
	イオン	16,200	4,096.00	66,355,200	
	ヤオコー	600	9,824.00	5,894,400	
	ニトリホールディングス	2,000	17,300.00	34,600,000	
	ファーストリテイリング	1,900	47,070.00	89,433,000	
	サンドラッグ	1,800	4,700.00	8,460,000	
	三井住友フィナンシャルグループ	97,500	3,230.00	314,925,000	
	セブン銀行	15,100	252.60	3,814,260	
	S B I ホールディングス	7,400	3,582.00	26,506,800	
	東京海上ホールディングス	48,000	5,291.00	253,968,000	
	芙蓉総合リース	1,200	3,921.00	4,705,200	
	みずほリース	2,900	1,021.00	2,960,900	
	東京センチュリー	3,500	1,473.50	5,157,250	
	オリックス	31,900	2,820.50	89,973,950	
	三菱HCキャピタル	18,900	978.90	18,501,210	
	大東建託	1,700	15,605.00	26,528,500	
	野村不動産ホールディングス	15,000	893.50	13,402,500	
	オープンハウスグループ	1,800	6,176.00	11,116,800	
	三菱地所	28,300	2,505.50	70,905,650	
	エス・エム・エス	1,900	1,143.00	2,171,700	
	パーソルホールディングス	50,900	247.80	12,613,020	
	カカクコム	3,400	2,546.50	8,658,100	
	ディップ	900	2,025.00	1,822,500	
	エムスリー	7,000	1,801.00	12,607,000	
	博報堂DYホールディングス	5,800	1,058.00	6,136,400	
	電通グループ	5,300	3,004.00	15,921,200	
	オリエンタルランド	26,400	3,073.00	81,127,200	
	リゾートトラスト	4,000	1,454.00	5,816,000	
	サイバーエージェント	11,300	1,184.00	13,379,200	
	エン・ジャパン	900	1,630.00	1,467,000	
	テクノプロ・ホールディングス	2,900	3,188.00	9,245,200	
	Keepers 技研	300	4,065.00	1,219,500	
	ジャパンマテリアル	1,700	1,031.00	1,752,700	
	リクルートホールディングス	39,100	7,416.00	289,965,600	
	インソース	1,300	847.00	1,101,100	
	ベイカレント	3,600	7,671.00	27,615,600	
	セコム	10,900	5,264.00	57,377,600	
小計	銘柄数：283 組入時価比率：98.8%			10,580,702,210 100.0%	
合計				10,580,702,210	

(注1)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

(2)株式以外の有価証券(2025年4月20日現在)

該当事項はありません。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

財務諸表における注記事項として記載しているため省略しております。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

2025年5月30日現在

I 資産総額	11,922,441,985円
II 負債総額	185,636,840円
III 純資産総額（I－II）	11,736,805,145円
IV 発行済口数	426,222口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	27,537円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 受益証券の名義書換えの事務等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3) 受益権の譲渡

- ① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ② 上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
- ③ 上記①の振替について、委託者は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めたときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(4) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(5) 受益権の再分割

委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6) 質権口記載又は記録の受益権の取り扱い

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、交換

請求の受付け、交換株式の交付および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1)資本金の額

2025年5月末現在、17,180百万円

会社が発行する株式総数 20,000,000株

発行済株式総数 5,150,693株

過去5年間ににおける主な資本金の額の増減：該当事項はありません。

(2)会社の機構

(a)会社の意思決定機構

当社は監査等委員会設置会社であり、会社の機関として株主総会、取締役会のほか代表取締役および監査等委員会を設けております。各機関の権限は以下のとおりです。

株主総会

株主により構成され、取締役・会計監査人の選任・解任、剰余金の配当の承認、定款変更・合併等の重要事項の承認等を行います。

取締役会

取締役により構成され、当社の業務につき意思決定を行います。また代表取締役等を選任し、取締役の職務の執行を監督します。

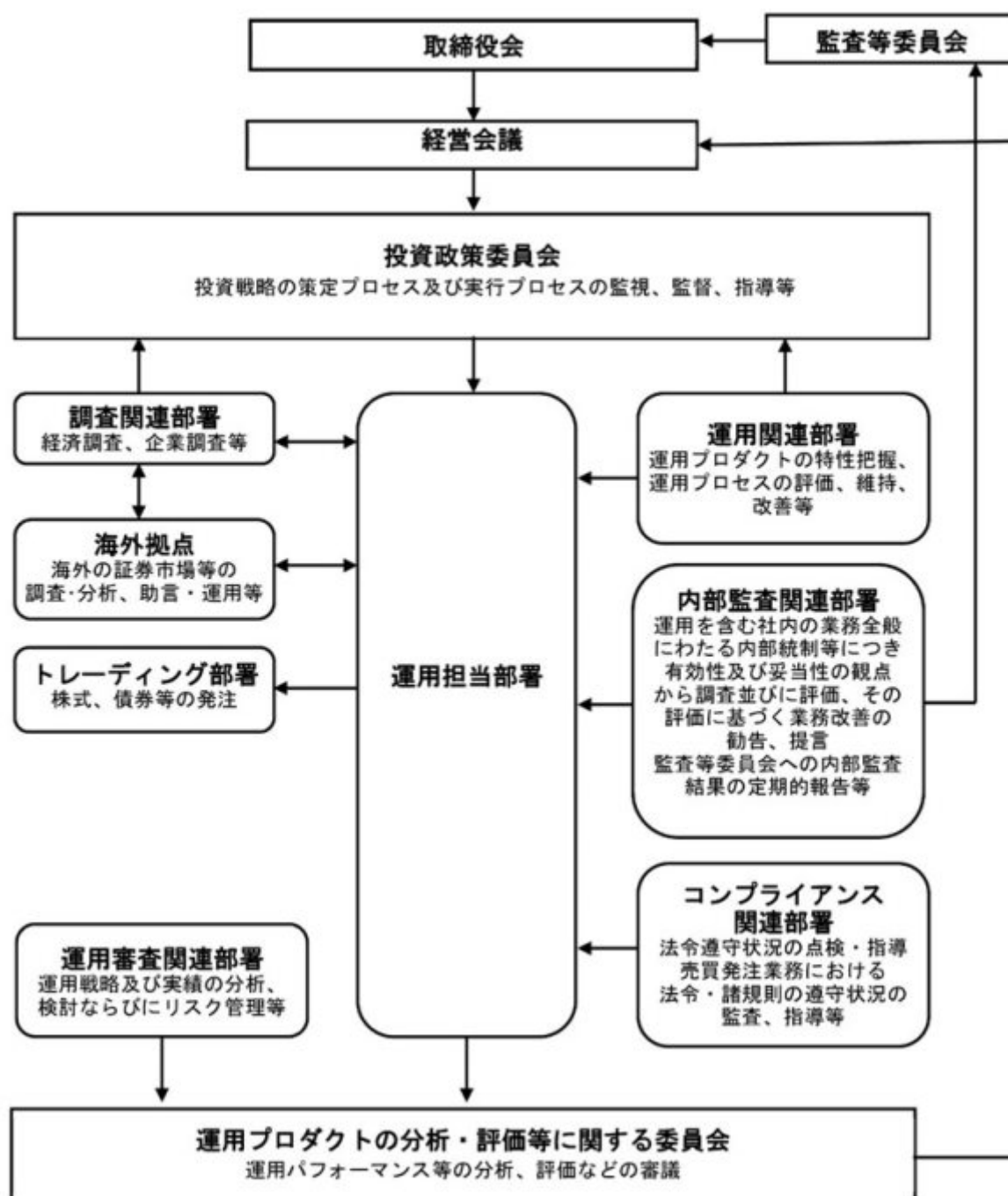
代表取締役・業務執行取締役

代表取締役を含む各業務執行取締役は、当社の業務の執行を行います。代表取締役は当社を代表いたします。また取締役会により委任された一定の事項について、代表取締役を含む業務執行取締役で構成される経営会議が意思決定を行います。なお、当社は執行役員制度を導入しており、経営会議の構成員には執行役員が含まれます。

監査等委員会

監査等委員である取締役3名以上（但し、過半数は社外取締役）で構成され、取締役の職務執行の適法性および妥当性に関する監査を行うとともに、株主総会に提出する会計監査人の選任・解任・不再任に関する議案の内容や監査等委員である取締役以外の取締役の選任・解任・辞任および報酬等についての監査等委員会としての意見を決定します。

(b)投資信託の運用体制



2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部及び投資助言業務を行っています。

委託者の運用する証券投資信託は2025年4月30日現在次の通りです(ただし、親投資信託を除きます。)

種類	本数	純資産総額(百万円)
追加型株式投資信託	915	53,985,668

単位型株式投資信託	137	580,831
追加型公社債投資信託	14	6,603,197
単位型公社債投資信託	390	659,980
合計	1,456	61,829,675

3【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社である野村アセットマネジメント株式会社(以下「委託会社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という）、ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。
2. 財務諸表の記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。
3. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度(2024年4月1日から2025年3月31日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

		前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)
(資産の部)			
流動資産			
現金・預金		7,405	8,177
金銭の信託		44,745	46,810
前払金		7	12
前払費用		852	1,019
未収入金		1,023	666
未収委託者報酬		31,788	34,911
未収運用受託報酬		5,989	7,066
短期貸付金		757	2,242
その他		169	195
貸倒引当金		△18	△21
流動資産計		92,719	101,080
固定資産			
有形固定資産		945	881
建物	※ 2	595	589
器具備品	※ 2	350	292
無形固定資産		5,658	6,889
ソフトウェア		5,658	6,888
その他		0	0
投資その他の資産		17,314	14,923
投資有価証券		1,813	2,164
関係会社株式		9,535	6,584
長期差入保証金		519	521

長期前払費用		10		11	
前払年金費用		1,875		2,413	
繰延税金資産		2,651		3,134	
その他		908		92	
固定資産計			23,918		22,694
資産合計			116,638		123,775

		前事業年度 (2024年3月31日)	当事業年度 (2025年3月31日)		
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)		
(負債の部)					
流動負債					
関係会社短期借入金			13,700		6,000
預り金			123		132
未払金			11,404		11,982
未払収益分配金		1		1	
未払償還金		39		65	
未払手数料		10,312		11,326	
関係会社未払金		1,052		589	
未払費用	※ 1		12,507		12,594
未払法人税等			8,095		10,363
未払消費税等			1,590		2,112
前受収益			15		14
賞与引当金			4,543		5,846
その他			24		-
流動負債計			52,005		49,045
固定負債					
退職給付引当金			2,759		2,618
時効後支払損引当金			602		610
資産除去債務			1,123		1,431
固定負債計			4,484		4,660
負債合計			56,490		53,706
(純資産の部)					
株主資本			59,820		69,751
資本金			17,180		17,180
資本剰余金			13,729		13,729
資本準備金		11,729		11,729	
その他資本剰余金		2,000		2,000	
利益剰余金			28,910		38,841
利益準備金		685		685	
その他利益剰余金		28,225		38,156	
繰越利益剰余金		28,225		38,156	
評価・換算差額等			327		317
その他有価証券評価差額金			327		317
純資産合計			60,147		70,069
負債・純資産合計			116,638		123,775

(2) 【損益計算書】

		前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)		当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
営業収益					
委託者報酬			124,722		155,775
運用受託報酬			21,188		23,666
その他営業収益			291		328
営業収益計			146,202		179,770
営業費用					
支払手数料			43,258		56,923
広告宣伝費			1,054		1,115
公告費			0		0
調査費			33,107		38,115
調査費		6,797		6,901	
委託調査費		26,310		31,213	
委託計算費			1,377		1,345
営業雑経費			3,670		4,336
通信費		92		89	
印刷費		820		780	
協会費		85		93	
諸経費		2,671		3,372	
営業費用計			82,468		101,835
一般管理費					
給料			13,068		14,094
役員報酬		259		321	
給料・手当		7,985		7,982	
賞与		4,822		5,790	
交際費			87		105
寄付金			117		116
旅費交通費			323		394
租税公課			990		1,537
不動産賃借料			1,235		1,236
退職給付費用			893		598
固定資産減価償却費			2,292		2,309
諸経費			12,483		12,708
一般管理費計			31,491		33,100
営業利益			32,242		44,834

		前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)		当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
営業外収益					
受取配当金	※ 1	7,054		6,594	
受取利息		48		93	
為替差益		146		1,498	
その他		625		786	

営業外収益計			7,875		8,972
営業外費用					
支払利息		123		210	
金銭の信託運用損		782		396	
時効後支払損引当金繰入額		14		10	
投資事業組合運用損		28		134	
その他		18		10	
営業外費用計			967		763
経常利益			39,149		53,043
特別利益					
株式報酬受入益		28		56	
特別利益計			28		56
特別損失					
投資有価証券売却損		5		-	
関係会社株式評価損		490		-	
固定資産除却損	※ 2	31		14	
特別損失計			527		14
税引前当期純利益			38,651		53,085
法人税、住民税及び事業税			10,821		15,463
法人税等調整額			△354		△482
当期純利益			28,183		38,105

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本								株 主 資 本 合 計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			利 益 剰余金 合 計	
		資 本 準備金	その他 資 本 剰余金	資 本 剰余金 合 計	利 益 準備金	その他利益剰余金			
						別 途 積立金	繰 越 利 益 剰余金		
当期首残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	24,606	31,217	56,509	87,419
当期変動額									
剰余金の配当							△55,782	△55,782	△55,782
当期純利益							28,183	28,183	28,183
別途積立金の 取崩						△24,606	24,606	-	-
株主資本以外 の項目の当期 変動額（純 額）									
当期変動額合計	－	－	－	－	－	△24,606	△2,991	△27,598	△27,598
当期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	-	28,225	28,910	59,820

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	229	229	87,648
当期変動額			
剰余金の配当			△55,782
当期純利益			28,183
別途積立金の取崩			—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	97	97	97
当期変動額合計	97	97	△27,500
当期末残高	327	327	60,147

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計	
						繰越利益剰余金		
当期首残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	28,225	28,910	59,820
当期変動額								
剰余金の配当						△28,174	△28,174	△28,174
当期純利益						38,105	38,105	38,105
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	—	—	—	—	—	9,931	9,931	9,931
当期末残高	17,180	11,729	2,000	13,729	685	38,156	38,841	69,751

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	

当期首残高	327	327	60,147
当期変動額			
剰余金の配当			△28,174
当期純利益			38,105
株主資本以外の項目 の当期変動額（純 額）	△9	△9	△9
当期変動額合計	△9	△9	9,921
当期末残高	317	317	70,069

[重要な会計方針]

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 子会社株式及び関連会社株式 … 移動平均法による原価法 (2) その他有価証券 市場価格のない … 時価法 株式等以外のもの (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) 市場価格のない … 移動平均法による原価法 株式等
2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	時価法
4. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
5. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)、並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。 主な耐用年数は以下の通りであります。 建物 6年 附属設備 6～15年 器具備品 4～15年 (2) 無形固定資産及び投資その他の資産 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。
6. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金 賞与の支払いに備えるため、支払見込額を計上しております。

7. 収益及び費用の計上基準	(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付型企业年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 ① 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。 ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 確定給付型企业年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業年度の翌期に一括して費用処理することとしております。 退職一時金及び確定給付型企业年金に係る過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。 (4) 時効後支払損引当金 時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。 当社は、資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。 ① 委託者報酬 委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって主に年4回、もしくは年2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。 ② 運用受託報酬 運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき契約期間の純資産総額等に対する一定割合として認識され、確定した報酬を顧問口座によって主に年4回、もしくは年2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。 ③ 成功報酬 成功報酬は、対象となる投資信託または顧問口座の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。
-----------------------	---

[会計上の見積りの変更に関する注記]

(1) 資産除去債務の計上額

当事業年度において、国内における近年の物価高騰を受け、本社事務所の不動産賃貸借契約に基づく退去時における原状回復義務に係る資産除去債務について、最新の物価及び人件費に基づく再見積りを行いました。この見積りの変更による増加額308百万円を変更前の資産除去債務残高に加算しております。

[表示方法の変更に関する注記]

(損益計算書関係)

前事業年度において、「営業外費用」の「その他」に含めていた「投資事業組合運用損」は、営業外費用の総額の100分の10を超えたため、当事業年度より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「営業外費用」の「その他」に表示していた47百万円は、「投資事業組合運用損」28百万円、「その他」18百万円として組み替えております。

[会計方針の変更]

該当事項はありません。

[未適用の会計基準等]

- ・「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号 2024年9月13日）
 - ・「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日）
- ほか、関連する企業会計基準、企業会計基準適用指針、実務対応報告及び移管指針の改正

(1) 概要

国際的な会計基準と同様に、借手のすべてのリースについて資産・負債を計上する等の取扱いを定めるもの。

(2) 適用予定日

2028年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

現時点において評価中であります。

[追加情報]

確定給付企業年金制度、退職一時金制度及び確定拠出年金制度を設けておりますが、2025年4月1日より確定給付企業年金制度の新規積立を停止し、確定拠出年金制度及び退職一時金制度による新規積立に変更しております。

この制度変更に伴う会計処理については、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」（企業会計基準適用指針第1号 2016年12月16日）及び「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第2号 2007年2月7日）を適用しております。

なお、退職給付制度変更による、当事業年度の損益計算書への影響は軽微であります。

[注記事項]

◇ 貸借対照表関係

前事業年度末 (2024年3月31日)	当事業年度末 (2025年3月31日)
------------------------	------------------------

※ 1. 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。 未払費用 1,939百万円	※ 1. 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。 未払費用 2,204百万円
※ 2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額 建物 1,214百万円 器具備品 733 合計 1,948	※ 2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額 建物 1,528百万円 器具備品 792 合計 2,320

◇ 損益計算書関係

前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
※ 1. 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金 7,050百万円	※ 1. 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金 6,591百万円
※ 2. 固定資産除却損 建物 -百万円 器具備品 0 ソフトウェア 30 合計 31	※ 2. 固定資産除却損 建物 0百万円 器具備品 - ソフトウェア 14 合計 14

◇ 株主資本等変動計算書関係

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693株	—	—	5,150,693株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

2023年5月23日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額 55,782百万円

配当の原資 利益剰余金

1株当たり配当額 10,830円

基準日 2023年3月31日

効力発生日 2023年6月30日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2024年5月16日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額 28,174百万円

配当の原資 利益剰余金

1株当たり配当額 5,470円

基準日	2024年3月31日
効力発生日	2024年6月28日

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693株	—	—	5,150,693株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当財産が金銭である場合における当該金銭の総額

2024年5月16日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	28,174百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	5,470円
基準日	2024年3月31日
効力発生日	2024年6月28日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2025年5月14日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	38,115百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	7,400円
基準日	2025年3月31日
効力発生日	2025年6月30日

◇ 金融商品関係

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクにさらされておりますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2024年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1)金銭の信託	44,745	44,745	-
資産計	44,745	44,745	-
(2)その他（デリバティブ取引）	24	24	-
負債計	24	24	-

(注1) 現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、短期貸付金、短期借入金、未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 投資有価証券及び関係会社株式は、市場価格のない株式等及び組合出資金等であることから、上表には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

	前事業年度（百万円）
市場価格のない株式等（※）	9,710
組合出資金等	1,638
合計	11,348

(※) 1 市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれております。

2 非上場株式等について、当事業年度において490百万円減損処理を行っております。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	7,405	-	-	-

金銭の信託	44,745	-	-	-
未収委託者報酬	31,788	-	-	-
未収運用受託報酬	5,989	-	-	-
短期貸付金	757	-	-	-
合計	90,685	-	-	-

３．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

区分	貸借対照表計上額（単位：百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託（運用目的・その他）	-	44,745	-	44,745
資産計	-	44,745	-	44,745
デリバティブ取引（通貨関連）	-	24	-	24
負債計	-	24	-	24

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。

信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。構成物のレベルに基づき、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算出しており、レベル2の時価に分類しております。

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

１．金融商品の状況に関する事項

（１）金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金外信託を通じ保有しております。特定金外信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であり

ます。

（２）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金外信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。同じく営業債権である未収運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき、運用受託者に対して支払われる報酬の未払金額であります。この未収運用受託報酬は、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、信託財産が信託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクにさらされておりますが、顧客ごとに決済期日および残高を管理することにより、回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

２．金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。

(単位：百万円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1)金銭の信託	46,810	46,810	-
(2)その他（デリバティブ取引）	70	70	-
資産計	46,880	46,880	-

(注1) 現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、短期貸付金、短期借入金、未払金、未払費用、未払法人税等、未払消費税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 投資有価証券及び関係会社株式は、市場価格のない株式等及び組合出資金等であることから、上表には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

	当事業年度（百万円）
市場価格のない株式等（※）	6,759
組合出資金等	1,989
合計	8,749

(※) 1 市場価格のない株式等には非上場株式等が含まれております。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超

預金	8,177	-	-	-
金銭の信託	46,810	-	-	-
未収委託者報酬	34,911	-	-	-
未収運用受託報酬	7,066	-	-	-
短期貸付金	2,242	-	-	-
合計	99,208	-	-	-

３．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

区分	貸借対照表計上額（単位：百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託（運用目的・その他）	-	46,810	-	46,810
デリバティブ取引（通貨関連）	-	70	-	70
資産計	-	46,880	-	46,880

（注）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。

信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。構成物のレベルに基づき、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算出しており、レベル2の時価に分類しております。

◇ 有価証券関係

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

１．売買目的有価証券(2024年3月31日)

該当事項はありません。

２．満期保有目的の債券(2024年3月31日)

該当事項はありません。

３．子会社株式及び関連会社株式(2024年3月31日)

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	当事業年度 (百万円)
子会社株式	9,428
関連会社株式	106

4. その他有価証券(2024年3月31日)

該当事項はありません。

非上場株式等（貸借対照表計上額174百万円）及び組合出資金等（貸借対照表計上額1,638百万円）については、市場価格のない株式等に該当するため、記載しておりません。

5. 事業年度中に売却したその他有価証券（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

区分	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	36	-	5
合計	36	-	5

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1. 売買目的有価証券(2025年3月31日)

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券(2025年3月31日)

該当事項はありません。

3. 子会社株式及び関連会社株式(2025年3月31日)

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	当事業年度 (百万円)
子会社株式	6,478
関連会社株式	106

4. その他有価証券(2025年3月31日)

該当事項はありません。

非上場株式等（貸借対照表計上額174百万円）及び組合出資金等（貸借対照表計上額1,989百万円）については、市場価格のない株式等に該当するため、記載しておりません。

5. 事業年度中に売却したその他有価証券（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

該当事項はありません。

◇ デリバティブ取引関係

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 通貨関連

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等の うち一年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	730	-	△24	△24

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等の うち一年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	2,307	-	70	70

◇ 退職給付関係

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	
1. 採用している退職給付制度の概要	
当社は、確定給付型の制度として確定給付型企业年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。	
2. 確定給付制度	
(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表	
退職給付債務の期首残高	20,314 百万円
勤務費用	802
利息費用	275
数理計算上の差異の発生額	△1,024
退職給付の支払額	△1,150
その他	△11
退職給付債務の期末残高	19,205
(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表	
年金資産の期首残高	19,378 百万円
期待運用収益	455
数理計算上の差異の発生額	1,415
事業主からの拠出額	848
退職給付の支払額	△850
年金資産の期末残高	21,247

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金

及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	16,431 百万円
年金資産	△21,247
	△4,815
非積立型制度の退職給付債務	2,774
未積立退職給付債務	△2,041
未認識数理計算上の差異	2,923
未認識過去勤務費用	1
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	883
退職給付引当金	2,759
前払年金費用	△1,875
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	883

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	802 百万円
利息費用	275
期待運用収益	△455
数理計算上の差異の費用処理額	86
過去勤務費用の費用処理額	△52
確定給付制度に係る退職給付費用	655

(5) 年金資産に関する事項

①年金資産の主な内容

年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。

債券	31%
株式	32%
生保一般勘定	9%
生保特別勘定	7%
その他	21%
合計	100%

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

確定給付型企业年金制度の割引率	1.8%
退職一時金制度の割引率	1.3%
長期期待運用収益率	2.35%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、206百万円でした。

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として確定給付型企业年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	19,205 百万円
勤務費用	754
利息費用	331
数理計算上の差異の発生額	△1,665
退職給付の支払額	△1,317
過去勤務費用の発生額	△882
その他	△7
退職給付債務の期末残高	16,418

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	21,247 百万円
期待運用収益	499
数理計算上の差異の発生額	△429
事業主からの拠出額	748
退職給付の支払額	△1,023
年金資産の期末残高	21,041

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	14,234 百万円
年金資産	△21,041
	△6,806
非積立型制度の退職給付債務	2,183
未積立退職給付債務	△4,623
未認識数理計算上の差異	4,003
未認識過去勤務費用	825
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	205
退職給付引当金	2,618
前払年金費用	△2,413
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	205

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	754 百万円
利息費用	331
期待運用収益	△499
数理計算上の差異の費用処理額	△157
過去勤務費用の費用処理額	△58
確定給付制度に係る退職給付費用	371

(5) 年金資産に関する事項

①年金資産の主な内容

年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。

債券	32%
株式	31%
生保一般勘定	9%
生保特別勘定	7%
その他	20%
合計	100%

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

確定給付型企业年金制度の割引率	2.5%
退職一時金制度の割引率	1.9%
長期期待運用収益率	2.35%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、206百万円でした。

◇ 税効果会計関係

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

前事業年度末 (2024年3月31日)		当事業年度末 (2025年3月31日)	
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳		1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	
繰延税金資産	百万円	繰延税金資産	百万円
賞与引当金	1,422	賞与引当金	1,840
退職給付引当金	855	退職給付引当金	824
関係会社株式評価減	1,162	関係会社株式評価減	1,281
未払事業税	360	未払事業税	547
投資有価証券評価減	11	投資有価証券評価減	12
減価償却超過額	323	減価償却超過額	331
時効後支払損引当金	186	時効後支払損引当金	192
関係会社株式売却損	505	関係会社株式売却損	509
ゴルフ会員権評価減	79	ゴルフ会員権評価減	81
資産除去債務	348	資産除去債務	451
未払社会保険料	116	未払社会保険料	135
その他	50	その他	38
繰延税金資産小計	5,422	繰延税金資産小計	6,245
評価性引当額	△1,848	評価性引当額	△1,973
繰延税金資産合計	3,573	繰延税金資産合計	4,271
繰延税金負債		繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△109	資産除去債務に対応する除去費用	△144
関係会社株式評価益	△85	関係会社株式評価益	△86
その他有価証券評価差額金	△146	その他有価証券評価差額金	△145
前払年金費用	△581	前払年金費用	△760
繰延税金負債合計	△922	繰延税金負債合計	△1,136
繰延税金資産の純額	2,651	繰延税金資産の純額	3,134
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳		2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳	
法定実効税率	31.0%	法定実効税率	31.0%
(調整)		(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2%	交際費等永久に損金に算入されない項目	0.2%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△5.4%	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△3.9%
タックスヘイブン税制	1.2%	タックスヘイブン税制	1.3%
外国税額控除	△0.3%	外国税額控除	△0.3%
外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税	0.5%	外国子会社からの受取配当に係る外国源泉税	0.5%
その他	△0.2%	その他	△0.4%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	27.0%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	28.2%

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を31.0%から31.5%に変更し計算しております。

この変更により、当事業年度の繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は9百万円増加し、法人税等調整額が11百万円、その他有価証券評価差額金が2百万円、それぞれ減少しております。

2. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

◇ 資産除去債務関係

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

本社の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

当事業年度において、原状回復費用の見積変更と使用見込期間の延長により、変更前の資産除去債務残高に308百万円加算しております。使用見込期間を当該不動産賃貸借契約期間とし、割引率は0.0%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

		(単位：百万円)	
		前事業年度	当事業年度
		自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日	自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日
期首残高		1,123	1,123
有形固定資産の取得に伴う増加		-	-
資産除去債務の履行による減少		-	-
見積もりの変更による増加		-	308
期末残高		1,123	1,431

4. 当該資産除去債務の金額の見積もりの変更

〔会計上の見積りの変更に関する注記〕 (1) に記載の通りであります。

◇ 収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前事業年度（自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日）

区分	前事業年度 (自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日)
委託者報酬	124,707百万円
運用受託報酬	19,131百万円
成功報酬（注）	2,071百万円

その他営業収益	291百万円
合計	146,202百万円

（注）成功報酬は、損益計算書において委託者報酬または運用受託報酬に含めて表示しております。

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

区分	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
委託者報酬	155,768百万円
運用受託報酬	21,631百万円
成功報酬（注）	2,042百万円
その他営業収益	328百万円
合計	179,770百万円

（注）成功報酬は、損益計算書において委託者報酬または運用受託報酬に含めて表示しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

[重要な会計方針] 7. 収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

◇ セグメント情報等

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

（1）製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

（2）地域ごとの情報

① 売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

（3）主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先が識別されていないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

（１）製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

（２）地域ごとの情報

① 売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

（３）主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先が識別されていないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

◇ 関連当事者情報

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1. 関連当事者との取引

（ア）親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	野村ホールディングス株式会社	東京都中央区	594,493 (百万円)	証券持株会社業	被所有100%	経営管理	資金の借入 (*1)	141,800	短期借入金	13,700
							資金の返済 (*1)	128,100		
							借入金利息 (*1)	123	未払利息	19

（イ）子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	ノムラ・エーエム・ファイナンス・リンク	ケイマン	2,500 (米ドル)	資金管理	直接100%	資産の賃貸借	資金の貸付 (*1)	2,856	短期貸付金	757
							資金の返済 (*1)	3,081		
							貸付金利息 (*1)	48	未収利息	9

(ウ) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社の子会社	野村證券株式会社	東京都中央区	10,000 (百万円)	証券業	—	当社投資信託の募集の取扱及び売上の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等 役員の兼任	投資信託に係る事務代行手数料の支払（*2）	30,272	未払手数料	7,148

(エ) 役員及び個人主要株主等

該当はありません。

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

（*1） 資金の借入及び貸付については、市場金利等を勘案し総合的に決定しております。

（*2） 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

野村ホールディングス(株)（東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、
ニューヨーク証券取引所に上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1. 関連当事者との取引

(ア) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	野村ホールディングス株式会社	東京都中央区	594,493 (百万円)	証券持株会社業	被所有100%	経営管理	資金の借入 (*1)	177,500	短期借入金	6,000
							資金の返済 (*1)	185,200		
							借入金利息 (*1)	210	未払利息	3

(イ) 子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	ノムラ・エーエム・ファイナンス・インク	ケイマン	2,500 (米ドル)	資金管理	直接100%	資産の賃貸借	資金の貸付 (*1)	6,964	短期貸付金	2,242
							資金の返済 (*1)	5,368		
							貸付金利息 (*1)	93	未収利息	23

子会社	ノムラ・ア セット・マネ ジメント U．S． A．インク	ニ ュ ー ヨーク	7,934,529 (米ドル)	投資顧問業	直接100%	—	有償減資 (*2)	4,475	—	—
-----	--	--------------	--------------------	-------	--------	---	--------------	-------	---	---

(ウ) 兄弟会社等

種類	会社等 の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等 の所有 (被所有)割合	関連当事者との 関係	取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
親会社の子会社	野村證券株式会社	東京都 中央区	10,000 (百万円)	証券業	—	当社投資信託 の募集の取扱 及び売上の取 扱ならびに投 資信託に係る 事務代行の委 託等 役員の兼任	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払 (*3)	40,328	未払 手数料	7,644

(エ) 役員及び個人主要株主等

該当はありません。

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(*1) 資金の借入及び貸付については、市場金利等を勘案し総合的に決定しております。

(*2) ノムラ・アセット・マネジメント U．S．A．インクが行った有償減資の金額を記載しております。

(*3) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

野村ホールディングス(株)（東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、
ニューヨーク証券取引所に上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

◇ 1株当たり情報

前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)		当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	
1株当たり純資産額	11,677円62銭	1株当たり純資産額	13,603円86銭
1株当たり当期純利益	5,471円85銭	1株当たり当期純利益	7,398円11銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載していません。		潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載していません。	
1株当たり当期純利益の算定上の基礎		1株当たり当期純利益の算定上の基礎	
損益計算書上の当期純利益	28,183百万円	損益計算書上の当期純利益	38,105百万円
普通株式に係る当期純利益	28,183百万円	普通株式に係る当期純利益	38,105百万円
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳		普通株主に帰属しない金額の主要な内訳	
該当事項はありません。		該当事項はありません。	
普通株式の期中平均株式数	5,150,693株	普通株式の期中平均株式数	5,150,693株

4【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ①自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ②運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ③通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等(委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。)又は子法人等(委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。
- ④委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ⑤上記③④に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

(1)定款の変更

委託者の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2)訴訟事件その他の重要事項

委託者およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託者

(a)名称	(b)資本金の額 [*]	(c)事業の内容
野村信託銀行株式会社	50,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

* 2025年4月末現在

(2) 販売会社

(a)名称	(b)資本金の額*	(c)事業の内容
野村證券株式会社	10,000百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
エービーエヌ・アムロ・クリアリング証券株式会社	4,930百万円	
SMB C日興証券株式会社	135,000百万円	
ゴールドマン・サックス証券株式会社	83,616百万円	
J Pモルガン証券株式会社	73,272百万円	
シティグループ証券株式会社	96,307百万円	
大和証券株式会社	100,000百万円	
B N Pパリバ証券株式会社	102,025百万円	
みずほ証券株式会社	125,167百万円	
三菱U F J モルガン・スタンレー証券株式会社	40,500百万円	
モルガン・スタンレーM U F G証券株式会社	62,149百万円	

* 2025年4月末現在

2【関係業務の概要】

(1) 受託者

ファンドの受託会社（受託者）として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行ないます。

(2) 販売会社

ファンドの販売会社として、募集の取扱いおよび販売を行ない、信託契約の一部解約に関する事務、交換請求の受付、受益権の買取りに関する事務、一部解約金の支払いに関する事務ならびに償還金の支払いに関する事務等を行ないます。

3【資本関係】

(2025年3月末現在の持株比率5.0%以上を記載します。)

(1) 受託者

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

第3【その他】

(1)目論見書の表紙にロゴ・マークや図案を採用すること、またファンドの形態などの記載をすることがあります。

- (2)目論見書の巻末に約款を掲載する場合があります。
- (3)届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」に記載の内容について、投資者の理解を助けるため、当該内容を説明した図表等を付加して目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。
- (4)目論見書は電子媒体等として使用されるほか、インターネットなどに掲載されることがあります。
- (5)目論見書は目論見書の別称として「投資信託説明書」と称して使用することがあります。
- (6)目論見書の表紙裏等にインターネットホームページに加え、他のインターネットのアドレス（当該アドレスをコード化した図形等も含む）も掲載し、当該アドレスにアクセスすることにより基準価額等の情報を入手できる旨を記載する場合があります。
- (7)目論見書に当該委託会社の金融商品取引業者登録番号、当該委託会社が運用する投資信託財産の合計純資産総額および目論見書の使用を開始する日を記載する場合があります。
- (8)目論見書に投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨を記載する場合があります。

独立監査人の監査報告書

2025年6月6日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 長谷川 敬
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 水 永 真太郎
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第66期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の2025年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用

することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2025年7月4日

野村アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

栗田 俊郎

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているNEXT FUNDS 野村企業価値分配指数連動型上場投信の2024年10月21日から2025年4月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、NEXT FUNDS 野村企業価値分配指数連動型上場投信の2025年4月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、野村アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。